

第32期 第3回 横浜市児童福祉審議会総会

[日時] 令和元年10月28日(月) 午前9時30分～午前11時30分

[場所] ワークピア横浜 「おしどり」

- 1 こども青少年局長あいさつ
- 2 副委員長の選出について
- 3 部会の開催状況について
 - (1) 里親部会 (資料4)
 - (2) 保育部会 (資料5)
 - (3) 児童部会 (資料6)
- 4 報告事項
 - (1) 平成30年度 被措置児童等虐待について (資料7)
 - (2) 平成30年度「横浜市子供を虐待から守る条例」に基づく実施状況報告書について (資料8)
 - (3) 「第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画素案」に対するパブリックコメントの実施について (別添資料)

[資料]

- 1 委員名簿
- 2 事務局職員名簿
- 3 横浜市児童福祉審議会条例、横浜市児童福祉審議会運営要綱
- 4～6 部会報告(里親、保育、児童)
- 7 平成30年度 被措置児童等虐待について(報告)
- 8 横浜市子供を虐待から守る条例に基づく平成30年度実施状況報告

[別添資料]

- 1 第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画素案(概要版)
- 2 平成30年度「横浜市子供を虐待から守る条例」に基づく実施状況報告書

資料 1

第32期横浜市児童福祉審議会 委員名簿

(50音順、敬称略)

	氏 名	所 属 ・ 役 職 等
1	アオヤマ テッペイ 青 山 鉄 兵	文 教 大 学 人 間 科 学 部 准 人 教 授
2	アカシ ヨウイチ 明 石 要 一	千 葉 敬 学 愛 短 期 大 学
3	アライ ジュンコ 新 井 淳 子	こ ども み ら い 横 浜
4	イシイ アキヒト 石 井 章 仁	大 妻 女 子 大 学 家 政 学 部 児 童 学 科 准 教 授
5	イワサ ミツアキ 岩 佐 光 章	社 会 福 祉 法 人 横 浜 市 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 事 業 団 横 浜 市 総 合 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン セ ン タ ー 発 達 支 援 部 担 当 部 長
6	オオバ リョウジ 大 庭 良 治	一 般 社 団 法 人 横 浜 市 私 立 保 育 園 園 長 会
7 ◎	オオバ シゲミ 大 庭 茂 美	横 浜 市 社 会 福 祉 協 議 会 会 長
8	カゲヤマ ヒデヒト 影 山 秀 人	弁 護 士
9	カミナガ ミツコ 神 長 美 津 子	國 學 院 大 学 人 間 開 発 学 部 子 ども 支 援 学 科 教 授
10	カヤマ セツコ 加 山 勢 津 子	横 浜 市 民 生 委 員 児 童 委 員 協 議 会 主 任 児 童 委 員 連 絡 会 代 表
11	コバヤ シン オサム 小 林 理	東 海 大 学 健 康 学 部 健 康 マ ネ ジ メ ン ト 学 科 准 教 授
12	サクライ ナツコ 櫻 井 奈 津 子	和 泉 短 期 大 学 児 童 福 祉 学 科 教 授
13	シブヤ マサシ 澁 谷 昌 史	関 東 学 院 大 学 社 会 学 部 教 授
14	タカハ ユウイチ 高 橋 雄 一	横 浜 市 立 大 学 付 属 市 民 総 合 医 療 セ ン タ ー 精 神 医 療 セ ン タ ー 部 長
15	タダ スミオ 多 田 純 夫	社 会 福 祉 法 人 白 根 学 園 ぶ だ う の 実 施 設 長
16	タナベ ユウジ 田 辺 有 二	社 会 福 祉 法 人 幼 年 保 護 会 横 浜 家 庭 学 園 園 長
17	テンミ ヨウミホ 天 明 美 穂	よ こ は ま 一 万 人 子 育 て フ ォ ー ラ ム 世 話 人 代 表
18	ニイホリ ユミコ 新 堀 由 美 子	公 益 財 団 法 人 横 浜 市 男 女 共 同 参 画 推 進 協 会 男 女 共 同 参 画 セ ン タ ー 横 浜 相 談 セ ン タ ー 長
19	ナノウミ ライジ 七 海 雷 児	横 浜 市 P T A 連 絡 協 議 会 副 会 長
20	ホソカワ カズミ 細 川 一 美	特 定 非 営 利 活 動 法 人 C A P 可 那 が わ 理 事 長
21	モリカ ヨ代コ 森 佳 代 子	横 浜 障 害 児 を 守 る 連 絡 協 議 会 会 長
22	ワタナベ トヨヒコ 渡 辺 豊 彦	一 般 社 団 法 人 横 浜 市 医 師 会 常 任 理 事

【第32期任期:平成30年11月1日～令和2年10月31日】

◎…委員長

○…副委員長

第32期 横浜市児童福祉審議会 部会名簿

(各部会50音順、敬称略)

所属部会		委員氏名	所 属 ・ 役 職 等	
里親部会	委員	○ 新 井 淳 子	一般社団法人こどもみらい横浜 代表理事(会長)	
			横浜市民生委員児童委員協議会主任児童委員連絡会 代表	
		◎ 小 林 理	東海大学健康学部健康マネジメント学科 准 教 授	
			社会福祉法人幼年保護会横浜家庭学園 園 長	
			特定非営利活動法人CAPかながわ 理 事 長	
保育部会	委員	○ 石 井 章 仁	大妻女子大学家政学部児童学科 准 教 授	
			一般社団法人横浜市私立保育園園長会 会 長	
		◎ 神 長 美 津 子	國學院大学人間開発学部子ども支援学科 教 授	
			よこはま一万の子育てフォーラム 世 話 人 代 表	
			(公財)横浜市男女共同参画推進協会 男女共同参画センター横浜相談センター長	
			横浜障害児を守る連絡協議会 会 長	
	臨時委員		飯 塚 昇	横 浜 市 P T A 連 絡 協 議 会 副 会 長
			尾 木 ま り	子 ども の 領 域 研 究 所 所 長
			木 元 茂	公益社団法人横浜市幼稚園協会 会 長
		松 本 純 子	東京成徳短期大学幼児教育科 教 授	
児童部会	委員	◎ 影 山 秀 人	神奈川県弁護士会所属弁護士	
		○ 櫻 井 奈 津 子	学校法人和泉短期大学児童福祉学科 教 授	
			関 東 学 院 大 学 社 会 学 部 教 授	
			横浜市立大学附属市民総合医療センター 精神医療センター部長・准教授	
	臨時委員		森 山 直 人	千葉大学学生支援課学生相談室 特 任 専 門 員
障害児部会	委員	◎ 岩 佐 光 章	社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団 横浜市総合リハビリテーションセンター発達支援部長	
		○ 多 田 純 夫	社会福祉法人白根学園ぶどうの実 施 長	
			横浜障害児を守る連絡協議会 会 長	
放課後部会	委員	○ 青 山 鉄 兵	文 教 大 学 人 間 科 学 部 准 教 授	
		◎ 明 石 要 一	千 葉 敬 愛 短 期 大 学 学 長	
			横 浜 市 P T A 連 絡 協 議 会 副 会 長	
	臨時委員		大 野 功	横 浜 市 青 少 年 指 導 員 連 絡 協 議 会 前 副 会 長 ・ 委 員
			工 藤 春 治	横 浜 市 子 ども 会 連 絡 協 議 会 会 長
			世 古 正 樹	横 浜 市 教 育 委 員 会 事 務 局 学 校 支 援 ・ 地 域 連 携 課 首 席 指 導 主 事
			藤 井 千 佳	横浜市民生委員児童委員連絡協議会緑区主任児童委員連絡会 代 表
			宮 永 千 恵 子	横 浜 障 害 児 を 守 る 連 絡 協 議 会 副 会 長
		柳 澤 潤	横 浜 市 小 学 校 長 会 副 会 長	

【第32期任期:平成30年11月1日～令和2年10月31日】

※で表示の委員については、複数部会へ所属。

資料 2

第32期横浜市児童福祉審議会 事務局名簿

区 分	所 属	氏 名
幹 事	こども青少年局長	齋 藤 聖
	副局長(総務部長)	出 口 洋 一
	医務担当部長	岩 田 眞 美
	青少年部長	宮 谷 敦 子
	子育て支援部長	吉 川 直 友
	保育対策等担当部長	金 高 隆 一
	こども福祉保健部長(児童虐待・DV対策担当部長兼)	細 野 博 嗣
	中央児童相談所長	中 澤 智
	企画調整課長[総会]	谷 口 千 尋
	こども家庭課児童施設担当課長[里親部会]	安 藤 敦 久
	こども家庭課児童虐待・DV対策担当課長[児童部会]	秋 野 奈 緒 子
	保育・教育運営課長[保育部会]	小 田 繁 治
	保育・教育運営課運営指導等担当課長[保育部会]	柿 沼 千 尋
	障害児福祉保健課長[障害児部会]	内 田 太 郎
	放課後児童育成課長[放課後部会]	松 原 実 千 代
書 記	企画調整課担当係長[総会]	竹 内 彩
	こども家庭課養護支援係長[里親部会]	伊 藤 亜 希
	こども家庭課児童虐待・DV対策担当係長[児童部会]	足 立 由 紀 子
	保育・教育運営課運営調整係長[保育部会]	大 槻 彰 良
	障害児福祉保健課担当係長[障害児部会]	土 屋 友 美
	放課後児童育成課担当係長[放課後部会]	唐 澤 英 和

※所属の[]書きは、担当部会等を記載しています。

【連絡先】

総会	企画調整課	671-4281
里親部会	こども家庭課	671-2364
児童部会		
保育部会	保育・教育運営課	671-2365
障害児部会	障害児福祉保健課	671-4277
放課後部会	放課後児童育成課	671-4068

第32期横浜市児童福祉審議会 関係行政職員名簿

所 属	氏 名
子育て支援課長	田 口 香 苗
保育・教育人材課長	甘 粕 亜 矢
保育対策課長	片 山 久 也
保育対策課担当課長	齋 藤 亜 希
保育対策課担当課長	佐 藤 や よ い
こども施設整備課長	白 井 正 和
こども施設整備課担当係長	渡 辺 貴 士
こども家庭課長	武 居 秀 顕
こども家庭課親子保健担当課長	丹 野 久 美
中央児童相談所副所長	上 原 嘉 明
中央児童相談所虐待対応・地域連携課長	深 海 淳 一 郎
中央児童相談所虐待対応・地域連携課担当係長	星 澤 宏 樹

○横浜市児童福祉審議会条例

平成 12 年 2 月 25 日

条例第 5 号

横浜市児童福祉審議会条例をここに公布する。

横浜市児童福祉審議会条例

(趣旨等)

第 1 条 この条例は、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 8 条第 3 項及び地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 174 条の 26 第 3 項の規定に基づき本市に設置する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関に関し、必要な事項を定めるものとする。

- 2 前項の合議制の機関の名称は、横浜市児童福祉審議会(以下「審議会」という。)とする。

(委員の任期)

第 2 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 3 条 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員の 4 分の 1 以上が招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。

- 3 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第 5 条 審議会の庶務は、こども青少年局において処理する。

(平 17 条例 117・一部改正)

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日において、審議会の委員又は臨時委員に任命されている者に係る任期は、平成 12 年 10 月 31 日までとする。
附 則(平成 17 年 12 月条例第 117 号)抄
(施行期日)
- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
(平成 18 年 2 月規則第 9 号により同年 4 月 1 日から施行)

横浜市児童福祉審議会運営要綱

最近改正：平成 28 年 11 月 1 日 こ企第 298 号（局長決裁）

（総則）

第 1 条 横浜市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項は、児童福祉法（昭和 22 年 12 月法律第 164 号）、同法施行令（昭和 23 年 3 月政令第 74 号）及び横浜市児童福祉審議会条例（平成 12 年 2 月横浜市条例第 5 号）その他の法令等に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（組織）

第 2 条 審議会は、委員 25 人以内で組織する。

2 審議会に委員の互選による委員長及び副委員長各 1 人を置く。

（臨時委員）

第 3 条 特別な事項を調査、審議するため必要があるときは、臨時委員を若干人置くことができる。

2 臨時委員は、総会の議決に加わることができない。

3 臨時委員は、当該特別事項の調査、審議が終了したときは解嘱されるものとする。また、委員の任期が満了したときも同様とする。

（部会）

第 4 条 審議会に、次の左欄に掲げる部会を置き、右欄に掲げる事項を調査審議する。

部会の名称	調 査 審 議 事 項
里親部会	1 里親の認定及び取消に関する事。 (第 8 項第 1 号関係) 2 その他、里親等に関する事。
保育部会	1 家庭的保育事業等の認可に関する事 (第 8 項第 6 号関係) 2 保育所の設置認可に関する事 (第 8 項第 7 号関係) 3 家庭的保育事業等、保育所等の整備補助金交付先並びに用地及び建物の貸付先の審査に関する事 (第 8 項第 8 号関係) 4 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業、認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業等（以下、「教育・保育施設等」という。）における重大事故の検証に関する事 (第 8 項第 12 号関係) 5 その他、保育に関する事。（他の附属機関が所掌するものを除く）
児童部会	1 児童福祉施設（他の部会で所管するものを除く。）の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関する事（第 8 項第 10 号関係） 2 児童の施設入所等の措置の決定及びその解除等に関する事。（第 8 項第 2 号関係） 3 児童の一時保護に関する事。（第 8 項第 3 号関係）

	<ul style="list-style-type: none"> 4 児童虐待等の調査に関する事(第8項第13号関係) 5 児童虐待による重篤事例等の検証に関する事(第8項第14号関係) 6 児童相談所一時保護所の外部評価に関する事(第8項第15号関係) 7 その他、児童の処遇に関する事。
障害児部会	<ul style="list-style-type: none"> 1 障害児施設の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関する事 (第8項第9号関係) 2 その他、障害児の福祉に関する事。
放課後部会	<ul style="list-style-type: none"> 1 放課後児童健全育成事業者への行政指導及び行政処分に関する事 2 放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する事 (第8項第11号関係)
専門部会	上記以外で、児童福祉法第8条第1項に定められた調査審議事項等 (第8項第4号及び第5号関係)

- 2 部会は、審議会の委員及び臨時委員若干人をもって組織する。
- 3 部会に所属すべき委員は、委員長が審議会にはかって指名する。
- 4 部会に、委員の互選による部会長及び副部会長各1人を置く。ただし、委員長が臨時委員をもって部会長または副部会長に充てることが適当であると認めるときは、その部会に属する委員の同意を得て、臨時委員を部会長または副部会長とすることができる。
- 5 部会長は、会務を総理する。部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代理する。
- 6 部会は、必要に応じ部会長が招集する。
- 7 部会における議事の定足数及び議決については、横浜市児童福祉審議会条例第4条の規定を適用する。
- 8 部会における次の事項の決定は、審議会の決定とみなす。ただし、次回の審議会に報告しなければならない。
 - (1) 児童福祉法施行令第29条、横浜市里親家庭養育運営要綱(昭和61年6月制定)第9条第1項及び第10条第2項に規定する事項
 - (2) 児童福祉法第27条第6項及び同施行令第32条第1項に規定する事項
 - (3) 児童福祉法第33条第5項に規定する事項
 - (4) 児童福祉法第8条第7項に規定する事項
 - (5) 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年7月政令第224号)第13条に規定する事項
 - (6) 家庭的保育事業等の認可に関する事(児童福祉法第34条の15第4項関係)
 - (7) 保育所の設置認可に関する事(児童福祉法第35条第6項関係)
 - (8) 家庭的保育事業等、保育所等の整備補助金交付先並びに用地及び建物の貸付先の審査に関する事(児童福祉法第8条第2項関係)
 - (9) 障害児施設の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関する事 (児童福祉法第8条第2項関係)
 - (10)児童福祉施設(第4条第8項第8号、第9号に規定するものを除く)の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関する事 (児童福祉法第8条第2項関係)

- (11) 横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年 9 月横浜市条例第 49 号）第 4 条第 1 項に規定する事項
- (12) 教育・保育施設等における重大事故の検証に関すること
- (13) 児童虐待等の調査に関すること
- (14) 児童虐待による重篤事例等の検証に関すること（児童虐待の防止等に関する法律第 4 条第 1 項関係）
- (15) 児童相談所一時保護所の外部評価に関すること

9 正・副委員長は、部会に出席し意見を述べることができる。

10 部会は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成 12 年 2 月横浜市条例第 1 号）第 31 条及び横浜市審議会等の会議の公開に関する要綱（平成 12 年 6 月制定）第 4 条の規定に基づき、里親、保育、児童及び障害児等に関する非開示情報を取り扱う場合には、非公開とする。

11 部会には、専門的な検証、評価等を行うために、下部組織を設置することができる。

（委員長又は部会長の専決事項）

第 5 条 委員長は、軽易又は急施を要する事項で、審議会又は部会を招集する暇がないときは、これを専決できる。ただし、次の審議会に報告しなければならない。

2 第 1 項の規定は、第 4 条第 8 項について、部会長に準用する。

（会議の傍聴手続等）

第 6 条 審議会の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ傍聴人名簿に記入し、係員の指示により、傍聴席に入らなければならない。

2 傍聴定員は、先着順で 10 人とする。

3 危険物所持等、会議場における秩序を乱すおそれがある者は、傍聴を認めないものとする。

4 傍聴人は、静粛を旨とし、議長の指示に従わなければならない。また、会議場において許可なく撮影、録音等を行ってはならない。

（守秘義務）

第 7 条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その身分を失った後も同様とする。

（庶務）

第 8 条 審議会の庶務は、こども青少年局総務部において処理する。ただし、里親部会、児童部会及び障害児部会の庶務は、こども福祉保健部において処理し、保育部会の庶務は、子育て支援部において処理し、放課後部会の庶務は、青少年部において処理する。

（委任）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、委員長が審議会にはかって定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、昭和 56 年 7 月 1 日から施行する。

(関係要綱の廃止)

- 2 横浜市児童福祉審議会運営要綱（昭和 31 年 11 月 1 日制定）は廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、昭和 57 年 7 月 1 日から施行し、改正後の規定は昭和 57 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 8 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 10 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 12 年 7 月 11 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 12 年 11 月 28 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 16 年 10 月 28 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 18 年 12 月 21 日から施行し、平成 18 年 12 月 1 日より適用する。

(施行期日)

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。

第 32 期横浜市児童福祉審議会部会報告書

部会名〔里親部会〕

平成 31 年 3 月～令和元年 10 月

回数	開催日時、会場等	主な審議内容等
第 3 回	令和元年 7 月 8 日 15 : 00～17 : 00 中央児童相談所 4 階 中小会議室	1 審議事項 (1) 審議案件 養育里親 8 件 養子縁組里親 4 件 計 12 件 (2) 審議結果 11 件承認 2 報告事項 (1) 里親認定等状況報告 (2) 里親登録更新者報告 3 その他 (1) ファミリーホームの廃止について (2) 被措置児童等虐待について

第 32 期横浜市児童福祉審議会部会報告書

部会名〔保育部会〕

平成 31 年 3 月～令和元年 10 月

回数	開催日時、会場等	主な審議内容等
第 1 回	平成 31 年 3 月 26 日 18:10～21:00 マツ・ムラホール	1 審議事項 (1) 法人所有地への建設費補助に伴う保育所の認可及び補助金交付先法人の審査について (2) 民間保育所老朽改築事業における補助金交付先法人の審査について (3) 内装整備費補助に伴う保育所の認可及び補助金交付先法人の審査について (4) 横浜保育室認可保育所移行支援事業に伴う保育所の認可及び補助金交付先法人の審査について (5) 横浜市立保育所の民間移管に伴う新規認可について (6) 認可保育所及び小規模保育事業の法人変更に伴う認可について 2 報告事項 (1) 利用調整基準の改正について
第 2 回	令和元年 6 月 25 日 18:10～21:00 マツ・ムラホール	1 審議事項 (1) 「朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例」に関する条例改正について (2) 内装整備費補助に伴う保育所の認可及び補助金交付先法人の審査について (3) 横浜保育室認可保育所移行支援事業に伴う保育所の認可及び補助金交付先法人の審査について (4) 法人の自主財源による整備に伴う保育所の認可について (5) 新市庁舎における小規模保育事業の認可及び改修費補助金交付先法人の審査について (6) 小規模保育事業の認可及び改修費補助金交付先法人の審査について (7) 法人の自主財源による整備に伴う小規模保育事業の認可について

第3回	令和元年8月7日 14:00～14:50 マツ・ムラホール	<p>1 審議事項</p> <p>(1) 内装整備費補助に伴う保育所の認可及び補助金交付先法人の審査について</p> <p>(2) 民間保育所等ブロック塀安全対策事業費補助金交付先法人の審査について</p>
第4回	令和元年9月2日 14:00～17:30 ワークピア横浜	<p>1 審議事項</p> <p>(1) 内装整備費補助に伴う保育所の認可及び補助金交付先法人の審査について</p> <p>(2) 小規模保育事業の認可及び改修費補助金交付先法人の審査について</p> <p>(3) 法人の自主財源による整備に伴う小規模保育事業の認可について</p> <p>(4) 家庭的保育事業の認可及び助成金交付先の審査について</p> <p>2 報告事項</p> <p>(1) 無償化を契機とした認可外保育施設・認可外の居宅訪問型保育事業（ベビーシッター）の質の確保・向上への取り組みについて</p>

横浜市児童福祉審議会保育部会の審議結果（第1回）

- 1 法人所有地への建設費補助に伴う保育所の認可及び補助金交付先法人の審査について
審議の結果、次の案件を認可することを適当とし、補助金の交付先とすることを承認しました。

	施設名(仮称)	法人名	定員	事業開始日(予定)
1	あゆみ保育園第二	(福)恵泉会	93	32年4月1日

- 2 民間保育所老朽改築事業における補助金交付先法人の審査について
審議の結果、次の案件を補助金の交付先とすることを承認しました。

	施設名	法人名	施設所在地
1	霞台保育園	(福)みどりのこみち会	保土ヶ谷区霞台 41-5
2	保土ヶ谷保育園	(福)尚徳福祉会	保土ヶ谷区天王町1-3-3
3	たかた保育園	(福)平成会	港北区高田西4-35-18

- 3 内装整備費補助に伴う保育所の認可及び補助金交付先法人の審査について
審議の結果、次の案件を認可することを適当とし、補助金の交付先とすることを承認しました。

	施設名(仮称)	法人名	定員	事業開始日(予定)
1	SEED KID保育園	(一社)KID-G	60	32年4月1日
2	とうよう片倉町保育園	(福)東陽福祉会	60	32年4月1日
3	スターチャイルド《桜木町ステーションナーサリー》	ヒューマンスターチャイルド(株)	51	32年4月1日
4	あーす保育園保土ヶ谷	(株)アピカル	80	32年4月1日
5	にじいろ保育園天王町	ライクアカデミー(株)	56	32年4月1日
6	希望ヶ丘駅前保育園	(福)横浜育愛会	90	32年4月1日
7	ぶれすと綱島ほいくえん	(株)プレストインターナショナル	60	32年4月1日
8	にじいろ保育園中山	ライクアカデミー(株)	63	32年4月1日
9	ポピンズナーサリースクールあざみ野	(株)ポピンズ	60	32年4月1日
10	ちゃいれつく戸塚駅前保育園	(株)プロケア	90	32年4月1日

4 横浜保育室認可保育所移行支援事業に伴う保育所の認可及び補助金交付先法人の審査について

審議の結果、次の案件を認可することを適当とし、補助金の交付先とすることを承認しました。

	施設名(仮称)	法人名	定員	事業開始日(予定)
1	生麦ポケット保育園	(有)KBC	60	32年4月1日
2	若葉保育園	(一社)若葉保育園	60	32年4月1日
3	保育園夢未来二俣川園	(株)我喜大笑	60	32年4月1日
4	京進のほいくえんHOPPAたまプラーザベビールーム	(株)HOPPA	60	32年4月1日
5	めーぶる保育園	(特非)もあなキッズ自然楽校	58	32年4月1日
6	東戸塚わんぱく園	(株)こどもの森	70	32年4月1日

5 横浜市立保育所の民間移管に伴う新規認可について

審議の結果、部会の意見は、次の案件を認可することが適当となりました。

	施設名	法人名	定員	事業開始日(予定)
1	上永谷西保育園	(福)山王平成会	78	31年4月1日
2	川島保育園	(福)なつめの会	60	31年4月1日
3	杉田保育園	(福)石狩友愛福祉会	70	31年4月1日
4	荏田西保育園	(福)恵伸会	98	31年4月1日

6 認可保育所及び小規模保育事業の法人変更に伴う認可について

審議の結果、次の案件を認可することが適当となりました。

	施設種別	施設名(仮称)	法人名	定員	事業開始日(予定)
1	認可保育所	港北コスモス保育園	(福)コスモス福祉会	60	31年4月1日
2	小規模保育事業	保育園フェアリーそら	(株)オレンジプラネット	19	31年4月1日
3	認可保育所	キッズフォレセンター北	(株)キッズフォレ	60	31年4月1日

横浜市児童福祉審議会保育部会の審議結果（第2回）

1 「朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例」に関する条例改正について

特例に関する条例改正について部会の意見を取りまとめ、委員長専決により児童福祉審議会の意見として、決定しました。

主な意見	<p>条例改正については、以下の点に留意したうえで実施すべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none">・市は、子育て支援員研修の受講の機会を確保し、受講を推奨するなど、保育士資格等を有しない方が必要な知識や技術を身につけられるよう十分に配慮すること。・市は、特例を実施する施設に対し、特例を適用する時間帯とそれ以外の時間帯に勤務する職員間の連携が十分に図られるようにするとともに、一体となって保育・教育を提供できるよう必要な措置を講じるよう求めること。・市は、先に特例を実施している他の自治体の運用状況を適宜把握し、特例の効果的運用と特例実施施設における安定的な保育・教育の提供を実現できるよう努めること。・市は、特例の実施に加え、昨今の保育現場の厳しい状況に対する分析をふまえ、保育士等の離職が生じないような取組を一層推進すること。
------	--

2 内装整備費補助に伴う保育所の認可及び補助金交付先法人の審査について

審議の結果、4件の審査対象案件のうち、次の1件を認可することを適当とし、補助金の交付先とすることを承認しました。

	所在区	施設名（仮称）	法人名	定員	事業開始日（予定）
1	港北	みらいく日吉5丁目園	(株)みらいく	60	令和2年4月1日

なお、次の3件については、審査会時点では保留とし、事務局において施設監査の指摘事項改善に向けた取組状況等を確認の上、別途委員説明後、部会長専決に諮ることとなりました。

その後、部会長専決により、次の3件を認可することを適当とし、補助金の交付先とすることを承認しました。

	所在区	施設名（仮称）	法人名	定員	事業開始日（予定）
1	鶴見	菊名上の宮ハート保育園	トライコーポレーション(同)	60	令和2年4月1日
2	南	みんなともだち保育園 井土ヶ谷	(株)L a L a L a n d	67	令和2年4月1日
3	港北	にじいろ保育園日吉	ライクアカデミー(株)	90	令和2年4月1日

3 横浜保育室認可保育所移行支援事業に伴う保育所の認可及び補助金交付先法人の審査について

審議の結果、次の案件を認可することを適当とし、補助金の交付先とすることを承認しました。

	所在区	施設名（仮称）	法人名	定員	事業開始日（予定）
1	青葉	市ヶ尾保育園	(特非)市ヶ尾保育園	60	令和2年4月1日
2	都筑	シーブ保育所	(特非)横浜草の実会	60	令和2年4月1日

4 法人の自主財源による整備に伴う保育所の認可について

審議の結果、次の案件を認可することが適当となりました。

	所在区	施設名（仮称）	法人名	定員	事業開始日（予定）
1	鶴見	横浜山手モンテッソーリ保育園	(株)株式会社横濱山手教育研究所	57	令和2年4月1日
2	西	京急キッズランド新高島保育園	京急サービス(株)	60	令和2年4月1日
3	港北	クラ・ゼミ保育園 大倉山1丁目	(株)クラ・ゼミ	60	令和2年4月1日
4	港北	クラ・ゼミ保育園 大倉山3丁目	(株)クラ・ゼミ	84	令和2年4月1日
5	港北	ちいさなたね保育園	(特非)びーのびーの	60	令和2年4月1日

- 5 新市庁舎における小規模保育事業の認可及び改修費補助金交付先法人の審査について
 審議の結果、5件の審査対象案件のうち、次の3件を認可及び補助金の交付対象とすることを承認しました。

	施設名（仮称）	法人名	定員	事業開始日（予定）
1	キッズパートナー横浜市庁内	ケアパートナー(株)	19	令和2年7月1日
2	スターチャイルド《横浜市庁舎ナーサリー》	ヒューマンスターチャイルド(株)		
3	キッズフォレみなとみらい	(株)キッズフォレ		

- 6 小規模保育事業の認可及び改修費補助金交付先法人の審査について
 審議の結果、部会の意見は、次の案件を認可することを適当とし、補助金の交付先とすることを承認しました。

	所在区	施設名（仮称）	法人名	定員	事業開始日（予定）
1	神奈川	スターチャイルド《横浜ステーションナーサリー》	ヒューマンスターチャイルド(株)	19	令和2年4月1日
2	青葉	こどもの国はびねす保育園	(株)センター	12	令和2年4月1日
3	戸塚	あーす保育園 戸塚 Annex	(株)アピカル	19	令和2年4月1日
4	戸塚	東戸塚かもめ第2保育園	(特非)かもめ	15	令和2年4月1日
5	泉	鳩の森愛の詩 小規模保育園	(福)はとの会	18	令和2年4月1日

- 7 法人の自主財源による整備に伴う小規模保育事業の認可について
 審議の結果、次の案件を認可することが適当となりました。

	所在区	施設名（仮称）	法人名	定員	事業開始日（予定）
1	鶴見	ひだまりの保育園	(特非) 鶴見保育の会	19	令和2年4月1日
2	旭	保育園スマイルキッズ	(一社) スマイルキッズ	15	令和2年4月1日

横浜市児童福祉審議会保育部会の審議結果（第3回）

1 内装整備費補助に伴う保育所の認可及び補助金交付先法人の審査について

審議の結果、次の案件を認可することを適当とし、補助金の交付先とすることを承認しました。

	所在区	施設名（仮称）	法人名	定員	事業開始日（予定）
1	鶴見	ベネッセ菊名保育園	(株) ベネッセスタイルケア	60	令和2年4月1日
2	港北	菊名こども園	(株)こどもの森	60	令和2年4月1日

2 民間保育所等ブロック塀安全対策事業費補助金交付先法人の審査について

審議の結果、部会の意見は、付議された4件について、補助金の交付先とすることを承認しました。

横浜市児童福祉審議会保育部会の審議結果（第4回）

1 内装整備費補助に伴う保育所の認可及び補助金交付先法人の審査について

審議の結果、付議された2件を認可対象とし、補助金を交付とすることとなりました。

	所在区	施設名（仮称）	法人名	定員	事業開始日（予定）
1	港北	ララランド大倉山	(株) LaLaLand	50	令和2年4月1日
2	港北	グローバルキッズ大倉山園	(株) グローバルキッズ	72	令和2年4月1日

2 小規模保育事業の認可及び改修費補助金交付先法人の審査について

審議の結果、付議された6件のうち5件を認可対象とし、補助金を交付することとなりました。

	所在区	施設名（仮称）	法人名	定員	事業開始日（予定）
1	磯子	ピノキオ幼児舎 新杉田園	ドリームワールド(株)	19	令和2年4月1日
2	港北	キューピールーム大倉山園	(株)キューピールーム	19	令和2年4月1日
3	緑	マームゆりかご ながつた	(特非)マームゆりかご	12	令和2年4月1日
4	戸塚	おんぷ保育園	(株)Smile Weather	16	令和2年4月1日
5	戸塚	東戸塚らびっと保育園	(株)ライフらび	19	令和2年4月1日

3 法人の自主財源による整備に伴う小規模保育事業の認可について

審議の結果、付議された3件を認可対象とすることとなりました。

	所在区	施設名（仮称）	法人名	定員	事業開始日（予定）
1	鶴見	つるみ共育保育園	(一社)保育の寺子屋	9	令和2年4月1日
2	港南	保育室アーモ	(株)アーモ	18	令和2年4月1日
3	港北	ルリ保育園日吉	(株)アイジャンクション	19	令和2年4月1日

4 家庭的保育事業の認可及び助成金交付先の審査について

審議の結果、付議された2件を認可対象とし、補助金を交付することとなりました。

	所在区	施設名（仮称）	申請者名	定員	事業開始日（予定）
1	南	川崎保育室(ペパングルーム)	川崎 未緒	5	令和2年4月1日
2	旭	ひまわり保育室	早坂 元子	3	令和2年4月1日

第 32 期横浜市児童福祉審議会部会報告書

部会名〔児童部会〕

平成 31 年 4 月～令和元年 9 月

回数	開催日時、会場等	主な審議内容等
第 5 回	平成 31 年 4 月 25 日 15 : 00～16 : 25 中央児童相談所 中小会議室	1 審議事項 (1) 児童福祉法第 28 条第 1 項第 1 号に基づく家庭裁判所への申立てについて 2 報告事項 なし 3 その他 (1) ファミリーホーム及び自立援助ホームの廃止について (2) 被措置児童等虐待の受付（追加報告） 2 件
第 6 回	令和元年 6 月 27 日 15 : 00～15 : 55 中央児童相談所 中小会議室	1 審議事項 (1) 児童福祉法第 28 条第 1 項第 1 号に基づく家庭裁判所への申立てについて 2 報告事項 なし 3 その他 (1) 平成 30 年度 横浜市における児童虐待の対応状況について (2) 平成 30 年度 横浜市児童相談所の一時保護入退所・立入調査等の状況について
第 7 回	令和元年 7 月 25 日 15 : 00～16 : 05 中央児童相談所 中小会議室	1 審議事項 なし 2 報告事項 (1) 児童福祉法第 33 条第 5 項に基づく一時保護の継続承認の家庭裁判所への申立てについて 3 その他 (1) 自立援助ホームの廃止について（報告） (2) 子どもの権利ノート はがき受付（報告） (3) 平成 30 年度被措置児童等虐待について（報告） (4) 被措置児童等虐待の受付（報告） 2 件

<p>第8回</p>	<p>令和元年8月22日 15:00～15:30 中央児童相談所 中小会議室</p>	<p>1 審議事項 (1) 児童福祉法第28条第1項第1号に基づく家庭裁判所への申立てについて</p> <p>2 報告事項 なし</p> <p>3 その他 なし</p>
<p>第9回</p>	<p>令和元年9月26日 15:00～15:50 中央児童相談所 中小会議室</p>	<p>1 審議事項 なし</p> <p>2 報告事項 (1) 児童福祉法第33条第5項に基づく一時保護の継続承認の家庭裁判所への申立てについて</p> <p>3 その他 (1) 被措置児童等の虐待の受付（報告） (2) 子どもの権利ノート はがき受付（報告） (3) 平成30年度「横浜市子供を虐待から守る条例」に基づく実施状況報告書について</p>

平成30年度 被措置児童等虐待について（報告）

平成30年度横浜市において対応した被措置児童等虐待の状況について、児童福祉法第33条の15の規定に基づき、児童福祉審議会児童部会で報告を行いましたので、同法第33条の16及び同法施行規則第36条の30に基づく公表事項について報告します。

1 被措置児童等虐待の状況

被措置児童等に対する心理的虐待：1件

被措置児童等に対する心理的虐待及び身体的虐待：1件

2 本市の講じた措置

事実確認のための聴取を行い、在宅での支援を継続したもの：1件

事実確認のための聴取を行い、一時保護したもの：1件

事実確認のための聴取を行い、措置を継続したもの：1件

3 施設等の種別

一時保護施設等：1件

里親等：1件

4 施設職員等の職種

保育士：1人

里親：1人

【参考】

「児童福祉法」抜粋

第33条の14 都道府県は、第33条の12第1項の規定による通告、同条第3項の規定による届出若しくは第3項若しくは次条第1項の規定による通知を受けたとき又は相談に応じた児童について必要があると認めるときは、速やかに、当該被措置児童等の状況の把握その他当該通告、届出、通知又は相談に係る事実について確認するための措置を講ずるものとする。

2 都道府県は、前項に規定する措置を講じた場合において、必要があると認めるときは、小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、知的障害児施設等、児童心理治療施設、児童自立支援施設（中略）における事業若しくは業務の適正な運営又は適切な養育を確保することにより、当該通告、届出、通知又は相談に係る被措置児童等に対する被措置児童等虐待の防止並びに当該被措置児童等及び当該被措置児童等と生活を共にする他の被措置児童等の保護を図るため、適切な措置を講ずるものとする。

第33条の15 （中略）

2 都道府県知事は、前条第1項又は第2項に規定する措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容、当該被措置児童等の状況その他の厚生労働省令で定める事項を都道府県児童福祉審議会に報告しなければならない。

第33条の16 都道府県知事は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があつた場合に講じた措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

「児童福祉法施行規則」抜粋

第36条の29 法第33条の15第2項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 1 法第33条の12第1項の規定による通告、同条第3項の規定による届出若しくは第33条の14第3項の規定による通知又は相談の対象である被措置児童等虐待（法第33条の10に規定する被措置児童等虐待をいう。以下同じ。）に係る小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、指定発達支援医療機関、法第12条の4に規定する児童を一時保護する施設又は法第33条第1項若しくは第2項の委託を受けて一時保護を加える者における事業若しくは業務（以下この条及び次条において「施設等」と総称する。）の名称、所在地及び種別
- 2 被措置児童等虐待を受けた又は受けたと思われる被措置児童等の性別、年齢及びその他の心身の状況
- 3 被措置児童等虐待の種別、内容及び発生要因
- 4 被措置児童等虐待を行つた施設職員等（法第33条の10第1項に規定する施設職員等をいう。次条において同じ。）の氏名、生年月日及び職種
- 5 都道府県が行つた措置の内容
- 6 被措置児童等虐待が行われた施設等において改善措置が採られている場合にはその内容

第36条の30 法第33条の16の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 1 次に掲げる被措置児童等虐待があつた施設等の区分に応じ、それぞれに定める施設等の種別
 - イ 小規模住居型児童養育事業及び里親 里親等
 - ロ 乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設 社会的養護関係施設
 - ハ 障害児入所施設及び指定発達支援医療機関 障害児施設等
 - ニ 法第12条の4に規定する児童を一時保護する施設又は法第33条第1項若しくは第2項の委託を受けて一時保護を加える者 一時保護施設等
- 2 被措置児童等虐待を行つた施設職員等の職種



横浜市子供を虐待から守る条例に基づく平成30年度実施状況報告



資料 8

平成26年6月に制定された本条例に基づき、平成30年度の取組の実施状況を報告します。(第15条)

I 横浜市の体制(第4条関係)

各区子ども家庭支援課の「虐待対応調整チーム」と4か所の児童相談所が協力し、双方の連携強化と人材育成等を行い、児童虐待に対する相談・対応、総合的な支援の充実を図りました。

1 通告受理機関への職員の適正配置(第4条第4項関係)(P.2~3)

- ・児童虐待対応等の機能強化のために係長5人、職員4人を増員【30年度】
- ・児童相談所に児童福祉司8人、児童心理司2人を増員【30年度】

2 区と児童相談所の連携強化、専門的な職員の育成(第4条第4項関係)(P.3~4)

- ・児童福祉法等改正をふまえた法定研修の実施
- ・区虐待対応調整チームへのスーパーバイザー派遣
- ・児童精神科医によるコンサルテーションの実施
- ・区と児童相談所の連携強化のため、双方向で支援の実際を学ぶ実地研修の実施
- ・専門的な職員育成のための職員研修の実施

II 市の責務(第4条関係)

児童虐待防止のため、市民及び関係機関等と連携し、児童虐待の予防、早期発見や子育て支援事業などの支援策の充実、関係機関の取組支援や要保護児童対策地域協議会の活性化など、必要な施策を実施しました。

1 子育て支援事業の充実(第4条第1項関係)(P.4~7)

- ・こんにちは赤ちゃん訪問事業の実施
- ・育児支援家庭訪問事業による養育者支援の実施
- ・ショートステイ、トワイライトステイの実施
- ・地域子育て支援拠点事業の実施(21→22か所)
- ・横浜子育てパートナー(地域子育て支援拠点における利用者支援事業)の実施(20→21か所)
- ・親子のつどいの広場事業の実施(61→63か所)
- ・認定子ども園及び保育所地域子育て支援事業の実施(37→38か所)
- ・私立幼稚園等はまっ子広場事業の実施(28→30か所)
- ・乳幼児一時預かり事業の実施
- ・保育所等での一時保育事業の実施
- ・横浜子育てサポートシステム事業の実施

2 児童虐待の予防・早期発見のための取組(第4条第2項関係)(P.7~10)

- ・産後母子ケア事業の実施
- ・妊娠届出時の看護職等による面談の実施
- ・子育て世代包括支援センターの機能として、母子保健コーディネーターをモデル配置(3→6区)
- ・「にんしんSOSヨコハマ」の運営
- ・ファミリーサポートクラスの実施
- ・産婦健康診査事業の実施
- ・母子生活支援施設を活用した、妊娠・出産時期の生活支援・育児支援のための妊娠期支援事業の実施
- ・医療機関における情報提供書を活用した情報提供による連携の強化

II 市の責務(第4条関係)つづき

3 関係機関等が行う虐待の防止のための取組の支援(第4条第3項関係)(P.10~13)

- ・関係機関向け研修の実施【区・局・児童相談所】
- ・横浜子ども虐待防止ハンドブックの改訂・配布【30年度】
- ・横浜市児童虐待防止医療ネットワーク(YMN)の活動
- ・各区と医療機関の連絡会の開催

4 要保護児童対策地域協議会の円滑な運営、活性化(第4条第5項関係)(P.14~15)

- ・代表者会議(横浜市子育てSOS連絡会)の開催(2回)
- ・実務者会議(区虐待防止連絡会)の開催(延べ646回)

5 精神科等の医療機関との連携、精神保健に関する医師の相談や診療を受けやすい環境の整備(第4条第6項関係)(P.15)

- ・精神科医や臨床心理士による面接相談等の実施【区】
- ・産後うつ対策に向けた医療機関等の関係機関連携を図る検討会の実施

6 調査研究の実施、必要な広報啓発活動及び教育の実施(第4条第7項関係)(P.15~17)

①親になるための準備

- ・小・中学生を対象にした、赤ちゃんふれあい体験などの「思春期健康教育」等の実施【区】

②虐待による重篤事例の分析・検証

- ・重篤事例等検証委員会を開催し、29年度に発生した虐待による死亡疑義事例1件の検証を実施

③虐待の予防及び早期発見のための方策

- ・養育者の育児不安や悩みの解消のための区民向け講演会、研修、交流会等の実施【区】

④虐待を受けた子供のケア並びに虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方

- ・児童相談所職員等に対する面接技術や診察等に関する知識・技術の向上のための研修の実施
- ・児童相談所が在宅で支援をしている子どもを対象に夏季キャンプや調理実習などのレクリエーションの実施

⑤学校の教職員及び児童福祉施設の職員が虐待の防止に果たすべき役割

- ・18区の区担当スクールソーシャルワーカー18人、配置型スクールソーシャルワーカー4人、統括スクールソーシャルワーカー4人の合計26人の配置、スクールソーシャルワーカー活用事業担当の社会福祉職1人、スーパーバイザーとしての担当係長1人を配置
- ・教職員に対する児童虐待対策研修の実施
- ・放課後児童育成事業関係者への啓発・研修の実施

III 市民の責務(第5条関係)・関係機関等の責務(第7条関係)

市民及び関係機関の責務として、条例の基本理念を理解して、児童虐待防止に努め、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに通告することとなっています。

1 速やかな通告、子供の安全の確認及び安全の確保への協力(第5条第3項関係、第7条第3項関係)(P.22)

- ・児童虐待に係る通告・相談の経路別件数(総数9,605件)
→近隣・知人 714件、家族・親戚 784件、警察等 3,878件、学校 751件、医療機関 448件、保育所 292件、その他関係機関等2,738件

2 関係機関等の虐待を防止するための施策への協力、早期発見、啓発等(第7条第1項関係、第7条第5項関係)(P.18~21)

- ・横浜市子育てSOS連絡会構成機関の児童虐待防止に対する取組
- ・教育委員会図書館による児童虐待防止啓発活動

Ⅳ 通告及び相談に係る対応等(第8条関係)

通告受理機関(児童相談所、区子ども家庭支援課)は、児童虐待の通告に対し、速やかに調査を行い子どもの安全の確認を迅速に行いました。

1 通告の調査、子供の安全確認を行うための措置(第8条第1項関係)(P.23～24)

- ・児童虐待に係る通告・相談に対して通告受理機関が調査等の対応をした件数
(対応件数:9,605件(区役所:3,202件、児童相談所:6,403件))

2 通告及び虐待に係る相談に常時対応する体制の整備(第8条第2項関係)(P.24)

- ・よこはま子ども虐待ホットライン(24時間365日、フリーダイヤル)での相談・通告の受付(受付件数:3,032件)

3 通告及び虐待に係る相談がしやすい環境づくり(第8条第3項関係)(P.24)

- ・児童相談所全国共通ダイヤル「189(いちはやく)」からの本市への接続(958件)

Ⅴ 情報の共有等(第9条関係)

子どもを虐待から守るため、市及び関係機関は、情報の共有、要保護児童対策地域協議会等で相互の連携・協力を図り、ケースの最新情報の把握や支援方法の確認を行いました。また他都市との引継ぎ等を行い、要保護児童の継続的な支援を行いました。

1 保有する情報の共有、地域協議会の活用・相互連携体制の整備(第9条第1項関係)(P.25～26)

- ・児童相談所と神奈川県警察の児童虐待事案に係る連携協定に基づく、保有情報の提供・共有(2,024件)
- ・市立学校に在籍する要保護児童等の全数情報共有
- ・要保護児童等進行管理会議の開催
- ・進行管理台帳への登録(年度末4,471人)
- ・個別ケース検討会議の開催(1,737回開催)

2 要保護児童の転居に伴う引継ぎの徹底(第9条第2項関係)(P.26)

- ・他都市への送付(移管310件、情報提供146件)
- ・他都市からの受理(移管336件、情報提供212件)
- ・市内移管(349件)

Ⅵ 虐待を受けた子供に対する保護及び支援等(第10条関係)

関係機関と連携し、虐待を受けた子どもに対する適切な保護、心身の健全を図るための支援を行いました。

1 関係機関との連携、子供の適切な保護及び支援(第10条第1項関係)(P.26～27)

- ・保育所等での被虐待児の見守りの実施
- ・児童家庭支援センターによる養育家庭の支援(11→12か所)

2 医療機関、学校、児童福祉施設の職員等の適切な保護及び支援についての市への協力(第10条第2項関係)(P.27)

- ・横浜市子育てSOS連絡会の構成員による取組、虐待の通告・連絡等の協力(再掲)

3 児童福祉法に基づく権限の行使、警察への援助要請(第10条第3項、第4項関係)(P.27～28)

- ・児童福祉法に基づく一時保護の実施(1,853件、うち児童虐待 1,079件)
- ・立入調査(3件)、出頭要求(9件)、再出頭要求(1件)、臨検・捜索(1件)
- ・警察への援助要請(15件)
- ・児童相談所における弁護士相談(各児童相談所月2回→4回拡充)

Ⅶ 虐待を受けた子供に対する保護及び支援等(第10条関係)つづき

4 措置、一時保護等の解除時の再統合や家庭的環境での生活等への配慮(第10条第5項関係)(P.28～29)

- ・施設等退所後児童アフターケア事業の実施
- ・資格等取得支援事業の実施
- ・里親・ファミリーホームへの委託、未委託里親へのフォローアップ研修の実施

Ⅷ 虐待を行った保護者への支援、指導等(第11条関係)

親子関係再構築のための支援や、問題を抱える家庭に対する支援を行い、児童虐待の発生・再発防止に努めました。

1 虐待を行った保護者に対する子供との良好な関係を再構築するための支援(第11条第1項関係)(P.30)

- ・親子関係の再構築と子どもの家庭復帰のための家族再統合事業の実施
- ・子どもの養育に不安を持つ保護者へのカウンセリング、相談などの実施【区】

2 虐待の再発防止のための指導又は助言その他の支援(第11条第2項関係)(P.30～31)

- ・児童虐待の問題を抱える家庭への養育支援家庭訪問事業の実施(家庭訪問員の訪問、養育支援ヘルパーの派遣)
- ・医療機関委託による、保護者に対するカウンセリング強化事業の実施

Ⅸ 妊娠中の女性及び胎児の健康保持等(第12条関係)

健やかな妊娠と出産のため、妊娠健康診査や歯科健査の受診勧奨、親になる準備のための教室等を実施し、妊娠中の支援を行いました。

1 母子保健法の規定による保健指導及び健康診査を積極的に受けるための支援(第12条第1項関係)(P.31～32)

- ・妊婦健康診査費用補助券交付、妊婦歯科健康診査無料券交付による受診勧奨
- ・妊娠届出時の看護職等による面談の実施(再掲)
- ・母親教室・両親教室を全区で実施

2 妊娠中の女性の配偶者・同居者の配慮を支援するための取組(第12条第2項関係)(P.32)

- ・夫婦での参加に配慮した土曜日の両親教室の実施、『パパの子育てノート』の発行【区】

3 産婦人科を有する医療機関における、さまざまな施策等の周知のための取組(第12条第3項関係)(P.33)

- ・各種リーフレットを産婦人科医療機関等に配布し、市民に周知
(「これからはじまる赤ちゃんとの生活のために～横浜市の子育て支援～」など)

Ⅹ 子供虐待防止の啓発(第13条関係)

区、局、児童相談所で、児童虐待防止に関する啓発活動を拡充して実施しました。

1 児童虐待防止の取組と理解及び協力を求めるため、毎年11月を児童虐待防止推進月間、毎月5日を子供虐待防止推進の日と定める。(第13条第1項関係)(P.33～35)

- ・リーフレット「STOP! 子ども虐待～地域みんなで子どもを守ろう!～」の配布、オレンジリボンたすきリレーへの参加・啓発等
- ・包括連携協定の取組の一環として、オレンジリボンキャンペーン等を企業と連携して実施
- ・区民向けのイベントや区民まつり等での啓発、講演会等の実施【区】



第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画

素案（概要版）

計画期間：令和2（2020）年度～令和6（2024）年度

【パブリックコメント】みなさまのご意見をお寄せください

募集
期間

令和元年 10月17日（木）から
令和元年 11月15日（金）まで

目次

第1章	横浜市子ども・子育て支援事業計画について	1
第2章	子ども・青少年や子育てを取り巻く状況	1
第3章	本市の目指すべき姿と基本的な視点	2
第4章	施策体系と事業・取組	2
施策分野1 子ども・青少年が様々な力を育み、健やかに育つ環境をつくる		
基本施策1	乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援	3
基本施策2	学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進	4
基本施策3	若者の自立支援施策の充実	5
基本施策4	障害児への支援の充実	6
施策分野2 誰もが安心して出産・子育てができる環境をつくる		
基本施策5	生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実	7
基本施策6	地域における子育て支援の充実	8
基本施策7	ひとり親家庭の自立支援/配偶者等からの暴力（DV）への対応と未然防止	9
施策分野3 社会全体で子ども・青少年を育てる環境をつくる		
基本施策8	児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実	10
基本施策9	ワーク・ライフ・バランスと子どもを大切にする地域づくりの推進	11
第5章	保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み・確保方策	12
第6章	計画の推進体制等について	14

第1章 横浜市子ども・子育て支援事業計画について

- ◆ 子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づく法定計画として、本市の子ども・青少年施策に関する基本理念や各施策の目標・方向性などを定め、生まれる前から青少年期までの切れ目のない総合的な支援を推進します。
- ◆ 計画期間は令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間とします。
- ◆ 計画の対象は、生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの、おおむね 20 歳までの子ども・青少年とその家庭とします。ただし、若者の自立支援については 39 歳までを対象にするなど、施策の内容により、必要に応じて対象の年齢に幅を持たせ、柔軟な対応を行います。

第2章 子ども・青少年や子育てを取り巻く状況

1 人口や少子化の状況

- ◆ 出生数は減少傾向にあり、合計特殊出生率は全国水準よりも低い水準で推移するなど、依然として少子化が進行しています。

2 家庭の状況

(1) 世帯状況の変化

- ◆ 本市の総世帯数は増加している中、子どもがいる世帯の割合は減少しています。
- ◆ 三世帯同居の減少や核家族化などによって、家族の規模が小さくなっています。

(2) 就労状況の変化

- ◆ フルタイムで就労している母親の割合が増えており、共働き世帯の割合が上昇傾向にあります。
- ◆ 今後就労したいと考えている母親の多くはフルタイム以外の就労を希望しています。

(3) 子育ての不安感・負担感

- ◆ 「妊娠中」や「出産後、半年くらいの間」に、子育てに不安を感じたり、自信を持てなくなったことがある人の割合が増加しています。

3 地域・社会の状況

(1) 地域のつながりの希薄化

- ◆ 地域において比較的親密な付き合いをしている人が少ない状況です。しかし、比較的親密な付き合いをしている人ほど子育ての満足度が高い傾向にあり、地域のつながりづくりは重要な視点となっています。

(2) 情報化社会の進展

- ◆ 子どものインターネット利用の早期化とともに、SNS などによるトラブル、長時間の利用による生活の乱れ、犯罪被害など、様々な問題が指摘されています。

(3) 国際化の状況と多文化共生

- ◆ 外国人人口が 10 万人を超えるなど増加傾向にあり、子ども・子育て支援を推進する上でも多文化共生の視点が重要になっています。

(4) 困難を抱える子ども・青少年の状況

- ◆ いじめ、暴力、不登校、ひきこもり、虐待、貧困等、子ども・青少年が直面する課題の背景には、経済的困窮だけではなく、社会的孤立や障害・疾病など、様々な状況が複雑に絡み合っています。

第3章 本市の目指すべき姿と基本的な視点

1 目指すべき姿

未来を創る子ども・青少年の一人ひとりが、自分の良さや可能性を發揮し、
豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会をつくり出していく力を
育むことができるまち『よこはま』

2 計画推進のための基本的な視点

「目指すべき姿」の実現に向けて、次の6つを基本的な視点として、施策・事業を組み立て、推進します。

「子ども・青少年にとって」
の視点での支援

全ての子ども・青少年の
支援

それぞれの成長段階に応じ、
育ちの連続性を大切にする
一貫した支援

子どもの内在する力を
引き出す支援

家庭の子育て力を
高めるための支援

様々な担い手による
社会全体での支援
～自助・共助・公助～

第4章 施策体系と事業・取組

「目指すべき姿」と「計画推進のための基本的な視点」を踏まえ、子ども・青少年への支援、子育て家庭への支援、社会全体での支援を進めるため、3つの施策分野と9つの基本施策により、計画を推進します。

施策分野1 子ども・青少年が様々な力を育み、健やかに育つ環境をつくる

基本施策1 乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援

基本施策2 学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進

基本施策3 若者の自立支援施策の充実

基本施策4 障害児への支援の充実

施策分野2 誰もが安心して出産・子育てができる環境をつくる

基本施策5 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実

基本施策6 地域における子育て支援の充実

基本施策7 ひとり親家庭の自立支援/配偶者等からの暴力(DV)への対応と未然防止

施策分野3 社会全体で子ども・青少年を育てる環境をつくる

基本施策8 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実

基本施策9 ワーク・ライフ・バランスと子どもを大切にできる地域づくりの推進

基本施策1 乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援

現状と課題

- ◆ 人間形成の基礎をつくる乳幼児期には、一人ひとりの発達に応じて、その時期にふさわしい育ちを丁寧に積み重ねることが大切です。
- ◆ 多様な保育・幼児教育施設が幼児教育・保育の無償化の対象となることから、全ての施設が質の高い乳幼児期の保育・教育を実践することが求められています。
- ◆ 小学校以降も、それまでの育ちと学びを踏まえ、長期的な視点で成長過程を見通し、連続性・一貫性を保障することが求められています。
- ◆ 保育所等を利用したいというニーズは高まり続けています。世帯状況の変化や就労状況の変化によるニーズの多様化に合わせた取組が求められています。
- ◆ 保育需要の高まりに合わせて、保育士等の保育・幼児教育を担う人材の確保が急務となっています。

目標・方向性

- (1) 子どもの豊かな育ちを支える保育・幼児教育の質の確保
- (2) 保育所、幼稚園、認定こども園等から小学校への円滑な接続
- (3) 保育・幼児教育の場の確保
- (4) 保育・幼児教育を担う人材の確保
- (5) 多様な「保育・教育」ニーズへの対応と充実

☆ 指標

指標	直近の現状値（平成30年度）	目標値（令和6年度）
保育所等待機児童数	46人【平成31年4月】	0人
園内研修リーダー育成研修を受講した園の割合	20%（累計）	51%（累計）

主な事業・取組

- ◆ 園内研修・研究の推進
- ◆ 保育・教育施設に対する巡回訪問
- ◆ 幼稚園、保育所、認定こども園と小学校との円滑な接続
- ◆ 保育・幼児教育の場の確保
- ◆ 保育士宿舍借上支援事業
- ◆ 就職面接会及び保育所見学会事業
- ◆ 保育所等での一時保育
- ◆ 病児保育事業、病後児保育事業
- ◆ 保育・教育コンシェルジュ事業

基本施策2 学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進

現状と課題

- ◆ 学校・家庭以外の第三の場所における多様な交流や体験の機会を創出することで、子ども・青少年の創造性・自主性・社会性を育てていくことが大切です。
- ◆ 子どもが小学校へ入学した後も就労を継続したり、または就労し始めることができるよう、放課後の安全で安心な居場所を確保することが必要です。
- ◆ 小学生の放課後の時間は、社会性の取得や発達段階に応じた主体的な活動ができる場としていく必要があります。質の向上が求められています。
- ◆ 放課後キッズクラブや放課後児童クラブの職員の専門性が求められるとともに、学校との連携を一層図る必要があります。
- ◆ 地域全体で子ども・青少年を見守り、課題を抱え込む前の段階で予防的な支援に取り組むとともに、課題が顕在化した場合には早期に支援につなげられるような環境づくりが求められています。

目標・方向性

- (1) 小学生のより豊かな放課後の居場所づくり
- (2) 社会参画の推進に向けた子ども・青少年の成長の基盤づくり
- (3) 課題を抱える青少年を早期発見・早期支援につなげる環境づくり
- (4) 全ての子ども・青少年の成長を見守り、支える地域社会づくり

☆ 指標

指標	直近の現状値（平成30年度）	目標値（令和6年度）
放課後児童育成事業人材育成研修を受講した事業所の割合	76%（累計）	100%（累計） 【令和3年度】
青少年関連施設・事業利用者及び体験活動等の延べ参加者数	676,360人/年	692,323人/年

主な事業・取組

- ◆ 放課後児童育成事業
- ◆ プレイパーク支援事業
- ◆ 青少年の地域活動拠点づくり事業
- ◆ 青少年育成に係る人材育成等の取組
- ◆ 子ども・青少年の体験活動の推進
- ◆ 青少年育成に係る広報・啓発の実施

基本施策3 若者の自立支援施策の充実

現状と課題

- ◆ 本市では、15歳から39歳までの若者のうち、ひきこもり状態にある方が約15,000人いると推計されています。
- ◆ 貧困、いじめ、不登校、ひきこもり、無業などの複合的な課題を抱えている青少年・若者は、地域の中で認知されにくく、本人や家族が社会的に孤立しているという状況があります。
- ◆ 本人・家族共に支援機関等に相談できずに抱え込むことで、ひきこもり状態が長期化・深刻化していることが考えられ、早期発見・早期支援することが求められています。
- ◆ ひきこもり等の困難を抱える若者が、生活習慣・学習習慣・コミュニケーション能力などの社会性を身につけることや、本人の特性や得意分野に着目した多様な働き方ができるよう、地域や社会の環境整備を進める必要があります。

目標・方向性

- (1) 若者自立支援機関などによる支援の充実
- (2) 社会全体で見守る環境づくり

☆ 指標

指標	直近の現状値（平成30年度）	目標値（令和6年度）
若者自立支援機関における自立に向けて改善がみられた人数	1,038人/年	1,800人/年
寄り添い型生活支援事業の利用により生活習慣に改善がみられた子どもの人数	160人（累計）	1,830人（累計）

主な事業・取組

- ◆ 青少年相談センター事業
- ◆ 地域ユースプラザ事業
- ◆ 若者サポートステーション事業
- ◆ 生活困窮状態の若者に対する相談支援事業
- ◆ よこはま型若者自立塾
- ◆ 寄り添い型生活支援事業
- ◆ 身近な地域に出向いた相談等の実施
- ◆ 若者自立支援に係る人材育成、関係機関支援及びネットワーク構築

基本施策4 障害児への支援の充実

現状と課題

- ◆ 本市では、子どもの人口が減少傾向にあるなか、軽度の知的障害児や知的に遅れのない発達障害児の増加が顕著になっています。また、地域療育センターの新規利用児も増加しており、その内の約7割が発達障害児となっています。
- ◆ 障害児の通所支援は、ニーズの増大に対応して事業所数が年々増加しており、支援体制の一層の充実が求められています。また、障害児相談支援事業所の不足等により、切れ目のない十分な相談支援体制が確立できていない状況にあります。
- ◆ 医療的ケア児や重症心身障害児が増えており、医療・福祉・教育分野等の支援を総合的に調整する体制の構築が求められています。
- ◆ 療育と教育の連携により、一人ひとりの障害の状態や特性に応じた支援を充実させるとともに、乳幼児期から学齢期まで、切れ目のない一貫した支援が求められています。
- ◆ 幼少期・学齢期から様々な場面で障害のある人たちに出会い、つながることで、障害特性や対応などの理解を深めていくことが重要です。

目標・方向性

- (1) 地域療育センターを中心とした支援の充実
- (2) 療育と教育の連携等による切れ目のない支援
- (3) 学齢障害児に対する支援の充実
- (4) 障害児施設の整備と在宅支援機能の強化
- (5) 医療的ケア児や重症心身障害児の在宅生活における支援の充実
- (6) 障害への理解促進

☆ 指標

指標	直近の現状値（平成30年度）	目標値（令和6年度）
地域療育センターの初診待機期間	3.9 か月	2.6 か月
児童発達支援事業の延べ利用者数 （地域療育センター含む）	245,283 人/年	318,310 人/年
放課後等デイサービスの 延べ利用者数	772,894 人/年	1,080,000 人/年

主な事業・取組

- ◆ 地域療育センター運営事業
- ◆ 障害児通所支援事業所等の拡充と質の向上
- ◆ 学齢後期障害児支援事業の拡充
- ◆ 障害児入所施設の再整備
- ◆ 医療的ケア児・者等支援促進事業の推進
- ◆ メディカルショートステイ事業の推進
- ◆ 市民の障害理解の促進

基本施策5 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実

現状と課題

- ◆ 子どもが生まれる前に赤ちゃんの世話をした経験がない人が約 75%となっており、将来子どもを産み育てることのイメージが持ちにくくなっています。また、本市では出産する女性の3人に1人が、35歳以上の高齢出産となっています。
- ◆ 若い世代が主体的にライフプランを選択することができるように、妊娠・出産・子育てに関する正しい知識の普及啓発を行うことが重要です。
- ◆ 出産後、約1割の産婦に「産後うつ」が発症すると言われています。産後の母親の心の不調は、子どもの成長発達に重大な影響を与える可能性があります。心の不調を抱える妊産婦を早期に把握するとともに、妊娠期からの適切な支援を行う必要があります。
- ◆ 妊娠期、出産期、新生児期そして乳幼児期を通じて母子の健康を確保し、切れ目のない保健対策を充実させるとともに、地域の子育て支援に関わる人や医療機関等とネットワークを築き、包括的な支援の環境づくりを進めることが重要です。
- ◆ より安心して安全な出産ができる環境づくりや、小児救急医療体制の安定的な運用など、産科・周産期医療、小児医療の充実が求められています。

目標・方向性

- (1) 妊娠・出産・不妊に関する正しい知識の普及啓発や相談支援の充実
- (2) 安心・安全な妊娠・出産に向けた産科医療及び小児医療の充実
- (3) 妊娠期からの切れ目のない支援の充実
- (4) 乳幼児の健やかな育ちのための保健対策の充実

☆ 指標

指標	直近の現状値（平成30年度）	目標値（令和6年度）
妊娠届出者に対する面接を行った割合	96.2%	98.7%
産婦健康診査の受診率	78.7%	89.0%

主な事業・取組

- ◆ 不妊相談・治療費助成事業
- ◆ 妊娠・出産相談支援事業
- ◆ 妊婦健康診査事業
- ◆ 妊娠届出時の面接（母子保健コーディネーター）
- ◆ 横浜市版子育て世代包括支援センターによる支援の充実
- ◆ こんにちは赤ちゃん訪問事業
- ◆ 産婦健康診査事業
- ◆ 育児支援家庭訪問事業

基本施策6 地域における子育て支援の充実

現状と課題

- ◆ 子育てに関して日常的に感じる小さな疑問や困りごとを、気軽に相談し解決できる場を、身近な場所につくることが求められています。
- ◆ 地域での子育て支援の場を利用している親子の割合は増加傾向にあります。場の利用目的として、「子どもとの遊び、子ども同士の交流」に次いで「保護者同士の交流」が多くなっています。妊娠期から保護者同士の仲間づくりを支援することも、子育て支援の役割として求められています。
- ◆ 地域における様々な世代、立場の方に子育て家庭に目を向けてもらい「子育てを温かく見守る地域づくり」を進めていくことが必要です。
- ◆ 地域子育て支援拠点における支援の質の維持・向上に取り組むことが重要です。担い手のスキルアップや担い手同士の連携をはじめ、これまで利用していなかった方にも利用していただけるよう新しい支援方法の検討が必要です。
- ◆ 一時的な預かりニーズに応えることで、子育てに伴う身体的・精神的な負担感の軽減を図ることができる預かりの場の充実が求められています。

目標・方向性

- (1) 妊娠期からの支援と親子が集える場や機会の充実
- (2) 地域ぐるみで子育てを温かく見守る環境づくり
- (3) 地域における子育て支援の質の向上
- (4) 一時的に子どもを預けることができる機会の充実

☆ 指標

指標	直近の現状値（平成30年度）	目標値（令和6年度）
地域での子育て支援の場を利用している親子の割合	44.2%	50.0% 【令和5年度】

主な事業・取組

- ◆ 地域子育て支援拠点事業
- ◆ 地域子育て支援拠点における利用者支援事業
- ◆ 親と子のつどいの広場事業
- ◆ 横浜市版子育て世代包括支援センターによる支援の充実
- ◆ 子育て家庭応援事業（愛称「ハマハグ」）
- ◆ 地域子育て支援スタッフの育成
- ◆ 乳幼児一時預かり事業
- ◆ 横浜子育てサポートシステム事業

基本施策7 ひとり親家庭の自立支援/配偶者等からの暴力(DV)への対応と未然防止

現状と課題

- ◆ 国勢調査（平成 27 年度）によると、本市のひとり親家庭は、母子家庭が 22,803 世帯、父子家庭が 3,588 世帯となっています。母子家庭では生活費に関する悩みが多く、父子家庭では家事が十分にできないことや相談相手がいないといった悩みが多い傾向にあります。
- ◆ ひとり親家庭の背景として、DV や児童虐待、疾病・障害などの課題を抱えている場合があり、自立に向けて、個々の家庭の状況に応じた対応が必要になっています。
- ◆ ひとり親家庭の方は社会的に孤立しやすく、ひとりで困難を抱えてしまう傾向にあると言われています。ひとり親同士でつながることで、悩みを共有し不安を解消していくなど、行政による支援だけでなく、民間支援や地域のつながりなどの多面的なアプローチが重要です。
- ◆ ひとり親家庭の方へ支援施策の情報が十分に行き届いていない現状があります。様々な手法を活用し、分かりやすく、身近で利用しやすい情報提供を行う必要があります。
- ◆ 平成 30 年度の DV 相談件数は 4,842 件で全体的には横ばいになっています。国においても DV 対応と児童虐待対応との連携強化が掲げられており、本市においても子どもへの心理的なケアや生活支援、児童相談所と区役所との連携強化を図る必要があります。
- ◆ DV 被害者や生きづらさ・困難を抱える女性やその家族の安全の確保、保護から自立に向けた支援を総合的に行うとともに、関係機関との更なる連携強化が必要です。

目標・方向性

- (1) ひとり親家庭への総合的な自立支援と子どもへのサポート
- (2) DV 被害者や困難を抱える女性とその子どもへの安全・安心の確保、自立支援
- (3) DV 被害者等の支援に関わる職員の資質向上及び体制の強化、啓発等

☆ 指標

指標	直近の現状値（平成 30 年度）	目標値（令和 6 年度）
支援により就労に至ったひとり親の数	460 人/年	2,300 人（5 か年）
ひとり親家庭等自立支援事業の利用者数	4,971 人/年	6,000 人/年

主な事業・取組

- ◆ ひとり親家庭等自立支援事業
- ◆ 日常生活支援事業（ヘルパー派遣）
- ◆ 母子・父子家庭自立支援給付金事業
- ◆ 民間活力による支援（ひとり親の自立支援に関する連携協定）
- ◆ 女性相談保護事業
- ◆ DV被害者支援
- ◆ 女性緊急一時保護施設補助事業
- ◆ 母子生活支援施設緊急一時保護事業

基本施策8 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実

現状と課題

- ◆ 児童虐待相談対応件数は年々増加しており、平成30年度は9,605件と過去最多になっています。
- ◆ 児童虐待が深刻化する前の早期発見・早期対応、発生時の迅速・的確な対応、継続支援等を適切に行える体制の充実や、専門性の高い人材の育成と確保が急務となっています。
- ◆ 児童相談所においては、相談支援体制の強化に向けて、専門職員の確保・育成を進めるとともに、今後のあり方を検討する必要があります。また、児童の権利擁護のため、一時保護所の環境改善や一時保護期間の短縮化に向けた取組みの推進が必要になっています。
- ◆ 区役所における子どもとその家庭への相談支援体制の強化に向け、「子ども家庭総合支援拠点」機能の検討を行う必要があります。
- ◆ 児童虐待死亡事例のうち、0歳児が約6割を占めています。産後の児童虐待を未然に防止するために、産前・産後の支援の取組強化が必要です。
- ◆ 里親等の家庭養育の推進が求められており、里親や特別養子縁組等の家庭養育に関する制度の認知度を高めるとともに、里親家庭が孤立することがないように関係機関が連携して里親を支援する体制の充実が必要です。
- ◆ 児童養護施設等の退所者に対して、就労・進学支援、生活相談等、安定した生活を送るための様々な支援を計画的に提供する必要があります。

目標・方向性

- (1) 児童虐待対策の総合的な推進
- (2) 児童虐待対応における支援策の充実
- (3) 社会的養護体制の充実
- (4) 児童虐待対応や代替養育に関わる職員等の人材育成と確保

☆ 指標

指標	直近の現状値（平成30年度）	目標値（令和6年度）
虐待死の根絶	0人	0人
里親等への新規委託児童数	32件/年	170件（5か年）

主な事業・取組

- ◆ 区の要保護児童対策地域協議会の機能強化
- ◆ 「子ども家庭総合支援拠点」機能の検討
- ◆ 児童虐待防止の広報・啓発
- ◆ 児童相談所の相談・支援策の充実と人材育成
- ◆ 養育支援家庭訪問事業
- ◆ 子育て短期支援事業
- ◆ 里親等委託の推進
- ◆ 区役所における人材育成

基本施策9 ワーク・ライフ・バランスと子どもを大切にする地域づくりの推進

現状と課題

- ◆ 共働き世帯の増加や、子育て世代の男性の長時間労働の傾向が続いています。
- ◆ 男性が育児休業等を取得することを肯定する考え方は多くなっていますが、実際に育児休業を取得した割合は平成 29 年度で 7.2%に留まっており、依然として妻の家事・育児等の負担が大きくなっています。
- ◆ 企業に対してワーク・ライフ・バランスを推進するための働きかけを継続的に行い、その取組を支援していくとともに、市民一人ひとりがワーク・ライフ・バランスについて考え実践していくことができるよう、普及啓発やきっかけづくりが必要です。
- ◆ 安心して子育てをしていくためには、保護者だけではなく、社会全体で子どもを育てるという機運を醸成していく必要があります。そのためにも、地域で暮らす人々が、お互いの顔が分かる関係づくり・地域コミュニティづくりを進めていくことが大切です。しかし、「地域社会から見守られている、支えられている」と感じる保護者は、半数程度に留まっているのが現状です。
- ◆ 窒息や転倒・転落、溺れなど、不慮の事故による小児の死亡が報告されています。また、通学中等に子どもが事件・事故に巻き込まれて命を落とす事案が発生しています。子どもや保護者が地域で安全に暮らしていくために、啓発・指導を進めるとともに、危険から子どもたちを守るための取組が必要です。

目標・方向性

- (1) ワーク・ライフ・バランスと多様な働き方が実現できる環境づくり
- (2) 子どもを大切にする社会的な機運の醸成
- (3) 安全・安心の地域づくり

☆ 指標

指標	直近の現状値（平成 30 年度）	目標値（令和 6 年度）
よこはまグッドバランス賞 認定事業所数	139 事業所/年	1,170 事業所（5か年）
男性の育児休業取得率	7.2%【平成 29 年度】	13%

主な事業・取組

- ◆ 企業等の認定制度「よこはまグッドバランス賞」
- ◆ 多様で柔軟な働き方等の取組を行う企業に対する支援
- ◆ 共に子育てをするための家事・育児支援
- ◆ 祖父母世代に向けた孫育て支援
- ◆ 「トツキトウカYOKOHAMA」プロジェクトの推進
- ◆ 地域における子どもの居場所づくりに対する支援
- ◆ 子どもの事故予防啓発事業
- ◆ 地域防犯活動支援事業

第5章 保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み・確保方策

- ◆ 本計画では、子ども・子育て支援法に基づき、保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業について、5年間の「量の見込み」（利用に関するニーズ量）及び「確保方策」（量の見込みに対応する確保量と実施時期）を定めることとなっています。
- ◆ 平成30年度に実施した「横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査」の結果や各事業の利用実績等を踏まえ、量の見込みを算出するとともに、それに対応するための確保方策を策定します。

1 保育・教育に関する施設・事業

(単位:人)

年度		令和2年度				令和3年度			
給付認定区分※1)		3号		2号	1号	3号		2号	1号
年齢		0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳
量の見込み		6,856	25,354	45,381	45,546	7,131	26,020	46,456	43,796
3歳未満児の保育利用率(量の見込み/0-2歳児児童数)		39.0%			40.9%				
確保方策	認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業	6,030	21,948	45,183	22,696	6,266	22,588	46,303	24,223
	確認を受けない幼稚園※2)				25,938				21,007
	地域型保育・横浜保育室	826	3,406	198		865	3,432	153	
	計	6,856	25,354	45,381	48,634	7,131	26,020	46,456	45,230

年度		令和4年度				令和5年度			
給付認定区分※1)		3号		2号	1号	3号		2号	1号
年齢		0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳
量の見込み		7,406	26,686	47,531	40,526	7,681	27,352	48,606	37,621
3歳未満児の保育利用率(量の見込み/0-2歳児児童数)		42.6%			44.2%				
確保方策	認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業	6,484	23,097	47,398	23,855	6,719	23,780	48,518	22,980
	確認を受けない幼稚園※2)				17,971				15,442
	地域型保育・横浜保育室	922	3,589	133		962	3,572	88	
	計	7,406	26,686	47,531	41,826	7,681	27,352	48,606	38,422

年度		令和6年度			
給付認定区分※1)		3号		2号	1号
年齢		0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳
量の見込み		7,941	28,007	49,683	35,014
3歳未満児の保育利用率(量の見込み/0-2歳児児童数)		45.7%			
確保方策	認定こども園・保育所・幼稚園・企業主導型保育事業	6,911	24,229	49,595	21,717
	確認を受けない幼稚園※2)				13,297
	地域型保育・横浜保育室	1,030	3,778	88	
	計	7,941	28,007	49,683	35,014

※1 「給付認定区分」

1号:3歳から小学校就学前であって保育の必要性がない子どもに相当するもの

2号:3歳から小学校就学前であって保育の必要性がある子どもに相当するもの

3号:満3歳未満であって保育の必要性がある子どもに相当するもの

※2 「確認を受けない幼稚園」:私学助成により運営する幼稚園

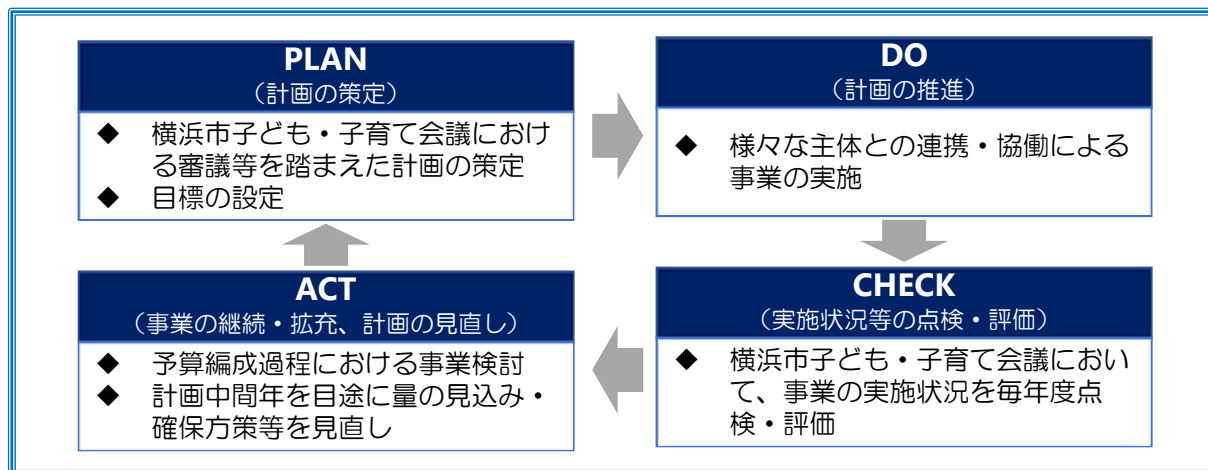
2 地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法上の事業区分	本市事業	単位	上段:量の見込み、下段:確保方策					
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
妊婦に対して健康診査を実施する事業	妊婦健康診断事業	延べ受診回数(回/年)	332,291	330,662	329,029	327,396	325,766	
			332,291	330,662	329,029	327,396	325,766	
乳児家庭全戸訪問事業	こんにちは赤ちゃん訪問事業	訪問件数(件/年)	25,117	24,872	24,728	24,642	24,579	
			25,117	24,872	24,728	24,642	24,579	
		訪問率(%)	94.7%	95.0%	95.4%	95.8%	96.1%	
			94.7%	95.0%	95.4%	95.8%	96.1%	
子育て短期支援事業	ショートステイ	延べ利用者数(人/年)	773	802	831	860	889	
			773	802	831	860	889	
	トワイライトステイ	延べ利用者数(人/年)	5,918	6,390	6,863	7,336	7,809	
			5,918	6,390	6,863	7,336	7,809	
	母子生活支援施設緊急一時保護事業	延べ利用世帯数(世帯/年)	92	92	92	92	92	
			92	92	92	92	92	
養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	養育支援家庭訪問事業	家庭訪問	延べ実施回数(回/年)	4,072	4,280	4,528	4,784	5,088
			4,072	4,280	4,528	4,784	5,088	
		ヘルパー	延べ実施回数(回/年)	2,418	2,572	2,731	2,857	2,952
			2,418	2,572	2,731	2,857	2,952	
	養育支援家庭訪問事業	家庭訪問	延べ実施回数(回/年)	3,730	4,040	4,349	4,659	4,968
			3,730	4,040	4,349	4,659	4,968	
		ヘルパー	延べ実施回数(回/年)	8,256	8,946	9,639	10,323	11,016
			8,256	8,946	9,639	10,323	11,016	
	要保護児童対策地域協議会	検討会議件数(件/年)	1,848	1,905	1,954	2,013	2,067	
			1,848	1,905	1,954	2,013	2,067	
病児保育事業	病児保育事業	実施箇所数(か所)	29	29	29	29	29	
			26	29	29	29	29	
利用者支援に関する事業	横浜子育てパートナー	実施箇所数(か所)	27	27	27	27	27	
			23	24	25	26	27	
	保育・教育コンシェルジュ	実施箇所数(か所)	18	18	18	18	18	
			18	18	18	18	18	
	母子保健コーディネーター	実施箇所数(か所)	18	18	18	18	18	
			18	18	18	18	18	
時間外保育事業	延長保育事業(夕延長)	利用者数(人/月)	6,816	7,190	7,563	7,937	8,310	
			6,816	7,190	7,563	7,937	8,310	
放課後児童健全育成事業	放課後キッズクラブ(一部)、放課後児童クラブ	登録児童数(人)	26,260	27,338	28,416	29,494	30,563	
		定員数(人)	26,260	27,338	28,416	29,494	30,563	
地域子育て支援拠点事業	<ul style="list-style-type: none"> 地域子育て支援拠点 親と子のつどいの広場 保育所子育てひろば、幼稚園はまっ子広場 その他(非常設の親子の居場所:子育て支援者、保育所子育て広場(非常設)、幼稚園はまっ子広場(非常設)、子育てサロン) 	延べ利用者数(人/月)	70,381	74,157	77,933	81,709	85,485	
			70,381	74,157	77,933	81,709	85,485	
一時預かり事業、子育て援助活動支援事業	幼稚園での預かり保育(1号)	延べ利用者数(人/年)	287,548	287,717	287,887	288,057	288,227	
			287,548	287,717	287,887	288,057	288,227	
	幼稚園での預かり保育(2号)	延べ利用者数(人/年)	1,306,372	1,333,674	1,360,976	1,388,278	1,415,580	
			1,306,372	1,333,674	1,360,976	1,388,278	1,415,580	
	その他 <ul style="list-style-type: none"> 保育所での一時保育 横浜保育室での一時保育 乳幼児一時預かり 親と子のつどいの広場での一時預かり 横浜子育てサポートシステム 24時間型緊急一時保育 休日一時保育 	延べ利用者数(人/年)	331,169	348,006	364,843	381,680	398,517	
			331,169	348,006	364,843	381,680	398,517	

第6章 計画の推進体制等について

1 計画の点検・評価

- ◆ 本市では、学識経験者、子育ての当事者や支援者、保育・教育関係者などから構成される「横浜市子ども・子育て会議」を設置し、子ども・子育て支援施策の総合的・計画的な推進に関して必要な事項や施策の実施状況等を調査審議しています。
- ◆ 子ども・子育て支援の着実な推進を図るため、子ども・子育て会議で、毎年度計画の実施状況について点検・評価を行っていきます。



2 様々な主体による計画の推進

- ◆ 「自助・共助・公助」の考え方を大切にし、あらゆる担い手に、子ども・子育て支援や青少年育成を社会全体の課題としてとらえ、取組を進めていただけるよう、市民、関係者の皆様と幅広く連携しながら計画を推進していきます。

3 人材の確保・育成の推進

- ◆ 計画の推進に当たっては、子ども・子育て支援を担う職員や地域の担い手の確保、専門性・資質の向上にも併せて取り組み、更なる支援の充実を進めていきます。

4 情報発信や情報提供の推進

- ◆ 支援が必要な人に必要な情報や支援を届けるために、各事業の充実に加えて、情報発信・提供等の観点も踏まえながら計画を推進していきます。

「第2期横浜市子ども子育て支援事業計画」 素案についての意見記入用紙

- ご意見の種類にチェックをつけてください。☑
 - 本市の目指すべき姿と基本的な視点
 - 基本施策1 基本施策2 基本施策3
 - 基本施策4 基本施策5 基本施策6
 - 基本施策7 基本施策8 基本施策9
 - 量の見込み・確保方策 その他

- ご意見をお書きください。

市民のみなさまのご意見を募集します

募集期間：令和元年10月17日（木）から令和元年11月15日（金）まで

ご意見は、①郵送、②FAX、③電子メールのいずれかの方法でお寄せください。

宛先／横浜市子ども青少年局企画調整課

素案の詳細は、ホームページをご覧ください。

横浜市子ども・子育て支援事業計画

検索

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/org/kodomo/sonota/shingikai/kosodate/newplan.html>

①郵送

下記のハガキ（切手不要）

②FAX

045-663-8061

③電子メール

kd-iken@city.yokohama.jp

提出にあたっては、次のことをご記入ください

- ①氏名（企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名、担当者名）
- ②年齢、③住所、④ご意見

ご留意いただきたいこと

- 頂いたご意見の概要とそれに対する横浜市の考え方をとりまとめ、後日、公表します。個別の回答はいたしかねますので、ご了承ください。
- 電話でのご意見は受け付けておりませんので、ご遠慮ください。
- この意見募集でお寄せいただいたご意見は、内容を検討の上、「第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画」の策定の参考に利用させていただきます。
- 氏名及び住所は、責任あるご意見を求める趣旨により記載いただいています。
なお、ご意見の提出に伴い取得したメールアドレス・FAX番号等の個人情報、『横浜市個人情報の保護に関する条例』の規定に従い適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認の目的に限って利用します。

今後のスケジュール（予定）

- 令和元年12月 パブリックコメントの結果公表
- 令和2年3月 計画策定

お問い合わせ・ご意見の提出先

横浜市子ども青少年局企画調整課

住所：〒231-0017 横浜市中区港町1-1

電話：045-671-4281

FAX：045-663-8061

電子メール：kd-iken@city.yokohama.jp

キリトリ線

郵便はがき

231-8790

017

料金受取人払郵便

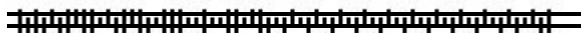


差出有効期間

令和元年
11月15日まで
(切手不要)

横浜市中区港町1-1
横浜市子ども青少年局
企画調整課 行

キリトリ線



■氏名	■年齢	歳代
■企業・団体名・部署名（企業・団体の方はご記入ください）		
■住所（〒 - ）		



平成 30 年度

「横浜市子供を虐待から守る条例」に基づく
実施状況報告書

令和元年 9 月

横浜市

目次

はじめに.....	1
1 横浜市の体制（第4条関係）.....	2
(1) 通告受理機関に専門的な知識及び技術を有する職員の適正配置（第4条第4項）	2
(2) 区と児童相談所の連携強化（第4条第4項）.....	3
(3) 専門的な職員の育成（第4条第4項）.....	3
2 市の責務（第4条関係）.....	4
(1) 子育て支援事業（児童福祉法第21条の9に規定）の充実（第4条第1項）.....	4
(2) 児童虐待の予防・早期発見（第4条第2項）.....	7
(3) 関係機関が行う虐待の防止のための取組を支援（第4条第3項）.....	10
(4) 要保護児童対策地域協議会の円滑な運営、活性化（第4条第5項）.....	14
(5) 精神保健に関する医師の相談や診療を受けやすい環境の整備（第4条第6項）..	15
(6) 調査研究の実施、必要な広報啓発活動及び教育に努める（第4条第7項）.....	15
3 市民の責務（第5条関係）・関係機関等の責務（第7条関係）.....	18
(1) 虐待を防止するための施策の協力、早期発見、啓発等に努める（第7条第1項、第2項、第5項）.....	18
(2) 虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに通告する（第5条第3項、第7条第3項）.....	22
4 通告及び相談に係る対応等（第8条関係）.....	23
(1) 通告の調査、子供の安全確認を行うための措置（第8条第1項）.....	23
(2) 通告及び虐待に係る相談に常時対応する体制の整備（第8条第2項）.....	24
(3) 通告及び虐待に係る相談がしやすい環境づくり（第8条第3項）.....	24
5 情報の共有等（第9条関係）.....	25
(1) 保有する情報の共有、地域協議会の活用・相互連携体制の整備（第9条第1項関係）.....	25
(2) 要保護児童の転居に伴う引継の徹底（第9条第2項）.....	26
6 虐待を受けた子供に対する保護及び支援等（第10条関係）.....	26
(1) 関係機関と連携し、子供の適切な保護及び支援に努める（第10条第1項）.....	26

(2) 医療機関の従事者、学校の教職員、児童福祉施設の職員等の、適切な保護及び支援 についての市への協力（第 10 条第 2 項）	27
(3) 児童福祉法に基づく権限の行使（第 10 条第 3 項）	27
(4) 警察への援助要請（第 10 条第 4 項）	28
(5) 措置、一時保護等の解除時の配慮（第 10 条第 5 項）	28
7 虐待を行った保護者への支援、指導等（第 11 条関係）	30
(1) 虐待を行った保護者に対し、子供との良好な関係を再構築するための支援（第 11 条第 1 項）	30
(2) 虐待の再発防止のための指導又は助言その他の支援（第 11 条第 2 項）	30
8 妊娠中の女性及び胎児の健康保持等（第 12 条関係）	31
(1) 妊娠中の女性は母子保健法の規定による保健指導及び健康診査を積極的に受けるよ う努める（第 12 条第 1 項）、妊娠中の女性の配偶者及び同居者は妊娠中の女性の身体・ 精神的負担を軽減し、安心して生活できるよう配慮する（第 12 条第 2 項）	31
(2) 産婦人科を有する医療機関は、さまざまな施策等の周知を図る（第 12 条第 3 項）	33
9 子供虐待防止の啓発（第 13 条関係）	33
(1) こども青少年局が実施した啓発活動（第 13 条）	33
(2) 区こども家庭支援課が実施した啓発活動（第 13 条）	35
資料.....	36

はじめに

「横浜市子供を虐待から守る条例」は、子供に優しい街を目指し、子供が虐げられ、傷つくことが決してないように、全ての市民が一体となって、地域の力で子供と家庭を支える環境づくりを構築するため、議員提案により平成26年6月5日に制定され、平成26年11月5日から施行しました。

この条例は、子供を虐待から守るための基本理念を定め、虐待の予防及び早期発見、虐待を受けた子供の保護その他子供を虐待から守るための施策の基本的事項を定めて、子供を虐待から守る施策を総合的に推進し、子供の心身の健やかな成長に寄与することを目的としています。

横浜市のこれまでの取組では、平成23年、24年度の「児童虐待対策連携強化プロジェクト」により示された方針に基づき、平成26年1月に「横浜市子ども虐待対応における連携強化指針（以下、「連携強化指針」という。）」を策定し、区と児童相談所それぞれの強み・役割を活かした協働の方法や内容を具体的に示しました。

これを受け、平成26年4月に、全区のこども家庭支援課に「虐待対応調整チーム」を設置し、児童虐待通告の受理機関としての役割や、関係機関との連絡調整など要保護児童対策地域協議会の事務局機能を担うこととなりました。これまでの児童相談所に加え、市民により身近な区のこども家庭支援課が、通告受理機関として広く周知されたことにより、児童虐待の早期発見及び未然防止に向けた支援を充実しました。

一方、児童相談所は専門的な知識及び技術が必要な事例の相談に応じ、区に対する必要な支援を行うとともに、一時保護等の法的対応や児童福祉施設への入所措置、里親委託等を行うなど、子どもの最善の利益を実現するために、区と適切な役割分担・連携を図りつつ、児童相談所としての役割を果たしています。

さらに、区と児童相談所それぞれの専門性を発揮して児童虐待対応に当たるために、局こども家庭課は、平成26年度から区と児童相談所の業務実地指導を開始し、連携強化指針に基づいた業務の遂行を推進しました。

地域、関係機関に対しては、条例の内容等について周知・広報に努めるとともに、関係機関との連携を強化するため、児童福祉法第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会の活性化に取り組みました。

また、平成28年及び平成29年に児童福祉法等の一部を改正する法律が公布され、すべての児童が健全に育成されるよう児童福祉法の理念が明確化されるとともに、市町村及び児童相談所の体制強化等、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化を図ることが示されました。本市では、この改正を踏まえ、引き続き児童虐待の8つの対策を推進し、虐待の発生予防から重篤化防止に取り組みました。

以下、本報告書では、平成30年度の条例に関する取組等について報告します。

1 横浜市の体制（第4条関係）

(1) 通告受理機関に専門的な知識及び技術を有する職員の適正配置（第4条第4項）

ア 児童相談所組織・構成

平成30年4月現在の職員数は職員288人です。

【参考】その他職員 計119人（再任用4人 嘱託115人）

30年度には児童福祉司を8人、児童心理司2人を増員し、初期対応後の継続的な支援、社会的養護に関する支援の充実を図りました。

平成30年4月13日現在

所名	中央児童相談所	西部児童相談所	南部児童相談所	北部児童相談所
設置年月日	昭和31年11月1日	平成19年6月25日	昭和49年10月1日	平成7年4月24日
構造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上5階建	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上5階地下1階建	鉄筋コンクリート造地上2階建	鉄筋一部鉄骨コンクリート造 地上6階地下1階建
敷地面積	1,967.97㎡	1,356.14㎡	1,640.20㎡	18,896.63㎡
建物延べ面積 【保護所】	4,476.47㎡（内児相分3,928.72㎡） ※保護所含む	3,129.76㎡（内児相分2,697.27㎡） ※保護所含む	961.65㎡ [1501.74㎡]	30,764.19㎡（内児相分2,976.41㎡） [997.48㎡]
	<p> 所長 副所長 庶務係長 事務 4 事務(1) 運転者(1) 一時保護係長 児童指導員 4 保育士14 保育士(8) 保健師 1 心理療法士(1) 学習指導員(4) 自立支援担当係長 児童指導員 5 保育士 3 保健師 1 心理療法士(1) 学習指導員(2) 虐待対応・地域連携課長 担当係長 事務 1 担当係長 社会福祉 1 保健師 1 連携対応専門員(1) ネットワーク相談員(9) 虐待対応専門員(9) 支援課長 相談調整係長 相談調整員 5 相談調整員(2) 電話相談担当 1 電話相談員(2) 相談指導担当係長 児童福祉司 7 保健師 1 相談指導 虐待対応協力員(1) 担当係長 支援係長 児童福祉司 22 保健師 1 里親対応専門員(1) 養育支援家庭訪問員(2) 家庭支援担当係長 児童福祉司 1 障害児支援担当係長 児童福祉司 1 こころのケア係長 児童心理司 7 心理判定員(1) 保健師 1 精神科医師(3) 小児科医師(4) 医師担当課長(担当部長) </p>	<p> 所長 相談調整係長 相談調整員 5 (再任用職員1含む) 相談調整員(1) 担当係長 庶務 2 運転者(1) 施設業務員(2) 相談指導担当係長 児童福祉司 4 保健師 1 相談指導 虐待対応協力員(1) 担当係長 支援係長 児童福祉司 14 保健師 1 養育支援家庭訪問員(2) 里親対応専門員(1) 家庭支援担当係長 児童福祉司 1 障害児支援担当係長 児童福祉司 1 こころのケア係長 児童心理司 5 心理判定員(1) 保健師 1 精神科医師(3) 小児科医師(2) 医師担当係長(担当課長) 一時保護係長 児童指導員 3 保育士11 (再任用職員1含む) 保育士(5) 調理員 1 調理員(2) 看護師(3) 心理療法士(1) 学習指導員(4) </p>	<p> 所長 一時保護所担当課長 相談調整係長 相談調整員 6 (再任用職員2含む) 相談調整員(1) 担当係長 庶務 3 運転者(1) 相談指導担当係長 児童福祉司 4 保健師 1 相談指導 虐待対応協力員(1) 担当係長 支援係長 児童福祉司 15 看護師 1 養育支援家庭訪問員(2) 里親対応専門員(1) 家庭支援担当係長 児童福祉司 1 障害児支援担当係長 児童福祉司 1 こころのケア係長 児童心理司 5 心理判定員(1) 保健師 1 精神科医師(5) 小児科医師(1) 医師担当係長(担当課長) 一時保護係長 児童指導員 5 保育士15 保育士(8) 保健師 1 看護師 1 心理療法士(1) 学習指導員(4) </p>	<p> 所長 一時保護所担当課長 相談調整係長 相談調整員 3 相談調整員(2) 担当係長 庶務 3 運転者(1) 相談指導担当係長 児童福祉司 3 保健師 1 相談指導 虐待対応協力員(1) 担当係長 支援係長 児童福祉司 12 保健師 1 養育支援家庭訪問員(2) 里親対応専門員(1) 家庭支援担当係長 児童福祉司 1 障害児支援担当係長 児童福祉司 1 こころのケア係長 児童心理司 5 心理判定員(1) 保健師 1 精神科医師(2) 小児科医師(5) 医師担当係長(担当課長) 一時保護係長 児童指導員 3 保育士12 保育士(11) 保健師 1 心理療法士(1) 学習指導員(4) 運転者(1) </p>
	正規職員 100人 再任用職員 0人 嘱託職員 46人 計146人（ほか委嘱医師等7人）	正規職員 59人 再任用職員 2人 嘱託職員 24人 計85人（ほか委嘱医師等5人）	正規職員 70人 再任用職員 2人 嘱託職員 20人 計92人（ほか委嘱医師等6人）	正規職員 59人 再任用職員 0人 嘱託職員 25人 計84人（ほか委嘱医師等7人）

・（ ）内は嘱託職員 （ ）内は嘱託委嘱医師

■ 総職員数 407人 [正規職員 288人 再任用職員 4人 嘱託職員 115人] (ほか委嘱医師 計25人)

イ 区こども家庭支援課の虐待対応調整チーム職員配置

平成26年度から、各区こども家庭支援課に、担当係長、専任保健師1人、社会福祉職からなる虐待対応調整チームを設置しています。

平成30年度に区の児童虐待対応等の機能強化のため、係長5人、職員4人を増員しました。

(2) 区と児童相談所の連携強化（第4条第4項）

ア 「横浜市子ども虐待対応における連携強化指針」に基づく連携

平成26年1月に策定した「連携強化指針」に基づき、区と児童相談所それぞれの強み・役割を活かした協働での取組、連携強化を図っています。

イ 区こども家庭支援課と児童相談所職員の現地研修

平成24年度から実施している現地研修は、区こども家庭支援課と児童相談所の連携強化の推進及び児童虐待対応を適切に行うための人材育成を目的とし、責任職、保健師、社会福祉職が双方向で所管区又は児童相談所で実施するものです。

区こども家庭支援課職員は、児童相談所で通告受理や調査を経験し受理会議等に参加することで、児童相談所の支援の実際を学びます。また、児童相談所職員は、区の各種事業や取組に参加することで、区こども家庭支援課の支援の実際を学び、それぞれの機関に戻った後の連携や支援の組立てに活かしています。

表 現地研修実績

年度	27年度	28年度	29年度	30年度
区こども家庭支援課職員（人）	26	25	25	19
区こども家庭支援課責任職（人）	17	14	9	11
児童相談所職員（人）	17	22	18	18
児童相談所責任職（人）	7	4	4	1

(3) 専門的な職員の育成（第4条第4項）

ア 職員研修

児童虐待対応に携わる専門職員の育成として、児童相談所と区こども家庭支援課の職員研修を実施しました。

表 職員研修実績

	27年度		28年度		29年度		30年度	
	実施回数 (回)	参加人数 (人)	実施回数 (回)	参加人数 (人)	実施回数 (回)	参加人数 (人)	実施回数 (回)	参加人数 (人)
児童相談所職員研修	150	2,226	171	2,572	188	3,030	175	3,111
区職員研修 (局主催)	14	714	13	391	8	366	7	421
区職員研修 (区主催)	163	4,013	127	2,844	93	2,718	94	2,369

イ 法定研修

平成28年5月27日に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」による改正後の児童福祉法第13条第3項第5号、同条第8項及び第25条の2第8項並びに児童福祉法施行規則第6条第11号及び第12号に基づき、児童福祉司、児童福祉司スーパーバイザー及び要保護児童対策調整機関の調整担当者に、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修等の受講が義務付けられました。

表 法定研修実施状況

		29年度 修了者数	30年度 修了者数
児童福祉司任用前講習会	児童相談所（人）	31	52
	区こども家庭支援課（人）	18	9
児童福祉司任用後研修（人）		13	82
児童福祉司スーパーバイザー研修（人）		6	6
調整担当者研修（人）		-	19

ウ 児童精神科医によるコンサルテーション事業

児童虐待対応に関する知識と経験のある児童精神科医を、区こども家庭支援課が実施する所内検討会議、個別ケース検討会議、事例検討会議等に派遣し、区こども家庭支援課の職員が行う支援に対し具体的な助言等を行う事業を行っています。

【派遣回数 平成30年度 13回／年】

エ 要保護児童対策地域協議会調整機関機能強化 スーパーバイザー派遣事業

児童福祉の専門家を、区こども家庭支援課が実施する所内検討会議、定期アセスメントの会議等に派遣し、支援方針の明確化、関係機関との役割を整理し連携して支援ができるよう、実効性のある助言や指導を行う事業を行っています。

【派遣回数 平成30年度 36回／年】

2 市の責務（第4条関係）

横浜市の責務として、児童虐待防止のため市民及び関係機関等と連携し、児童虐待の予防、早期発見や子育て支援事業などの支援策の充実を図るために必要な施策を実施しました。

（1）子育て支援事業（児童福祉法第21条の9に規定）の充実（第4条第1項）

ア こんには赤ちゃん訪問事業

乳児家庭の孤立を防ぐため、生後4か月までの赤ちゃんのいるすべての家庭を地域の訪問員が訪問し、子育て支援に関する情報提供や育児等に関する様々な不安や悩みを聞き、支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供につなげました。

また、民生委員・児童委員、地域の子育て支援者等に訪問員を委嘱し、子育てを地域で見守る風土づくりに取り組みました。訪問員に対しては、出産直後の養育者の不安や悩みを傾聴し必要な支援に結びつけられるよう、新任者及び現任者集合研修を実施するとともに、各区で連絡会を開催し訪問員と区こども家庭支援課が連携して事業に取り組みました。

表 こんにちは赤ちゃん訪問の実施状況

年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
訪問件数（件）	27,501	28,152	27,723	26,348	26,198

表 訪問員に対する研修の実施状況

年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
訪問員委嘱人数（人）		897	897	915	928	926
新任者 研 修	実施回数（回）	2	2	2	2	2
	参加者数（人）	150	109	97	143	99
現任者 研 修	実施回数（回）	3	3	3	3	3
	参加者数（人）	717	699	749	756	681
合 計	実施回数（回）	5	5	5	5	5
	参加者数（人）	867	808	846	899	780

イ 育児支援家庭訪問事業

子育ての不安や孤立感を抱え継続的な支援が必要と認められる家庭に対して、区子ども家庭支援課の保健師、育児支援家庭訪問員が家庭を訪問し、育児の相談・支援を行うほか、育児支援ヘルパーを一定期間派遣し、安定した養育ができるよう支援しました。

表 育児支援家庭訪問事業の実施状況

年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
育児支援 家庭訪問員	訪問世帯数（世帯）	639	594	525	526	461
	訪問回数（回）	3,934	3,782	3,880	4,462	3,775
育児支援 ヘルパー	訪問世帯数（世帯）	59	64	58	64	76
	訪問回数（回）	1,426	1,490	1,423	1,615	2,209

ウ 子育て短期支援事業

子どもを養育する家庭において、保護者の疾病、子育ての疲れ等の理由により、子どもの養育が一時的に困難になった場合、児童家庭支援センター等で短期的な子どもの預かりを行うことで、子どもや養育者への在宅支援の充実を図りました。

表 子育て短期支援事業の実績

年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
ショートステイ（件）	605	721	400	493	715
トワイライトステイ（件）	1,463	2,570	2,425	2,352	2,667
休日預かり（件）	995	1,392	1,648	2,204	2,306

エ 地域子育て支援拠点事業

いつでも親子が交流でき、子育て相談、情報提供等の機能を持つとともに、地域の子育て支援活動のネットワークを進め、子育て支援の人材育成機能等も併せ持つ、総合的な子育て支援の拠点を設置しています。また、子育て期のいろいろな悩みごと、困りごと等について、専任スタッフ「横浜子育てパートナー」が相談者の気持ちに寄り添い、必要な情報を調べたり、適切な支援機関を紹介したりする「利用者支援事業」を行っています。

さらに、平成27年度から乳幼児人口の多い区には、地域子育て支援拠点に準じた機能を持つ拠点サテライトを設置することとし、平成30年度までに4か所の整備を行いました。

表 地域子育て支援拠点事業の実施状況

年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
実施施設数（か所） （うち、利用者支援事業実施施設数）	18 (1)	19 (18)	20 (18)	21 (20)	22 (21)
延べ利用者数（人）	489,262	494,598	508,219	507,101	522,651
延べ相談件数（人）	49,462	52,099	53,707	58,846	61,589

オ 親と子のつどいの広場事業

子育て中の親子が気軽に集い、子育てについて同じような不安や悩みを持つ仲間との団らん・交流する場を提供し、子育てに対する不安感、負担感の解消や家庭の養育力の向上を図ることを目的に実施しています。

表 親と子のつどいの広場事業の実施状況

年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
実施施設数（か所）	50	54	57	61	63
延べ利用者数（組）	105,265	106,101	110,836	107,218	110,857

カ 認定こども園及び保育所地域子育て支援事業

地域の親と子が遊び、交流し、相談できる場として、すべての市立保育所及び一部の認定こども園・私立保育所において、園庭開放、育児相談、育児講座等を行っています。

表 認定こども園及び保育所地域子育て支援事業の実施状況

年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
実施園数（か所）	33	36	36	37	38
延べ利用者数※（人）	61,159	59,538	66,570	64,410	58,712

※ 子どもの数

キ 私立幼稚園等はまっ子広場事業

幼稚園等の園庭・園舎を利用して、園児や地域の幼児が友達や保護者とともに安全に楽しく遊んで過ごせる場、また保護者同士が子育てについて交流・情報交換できる場を設置しています。

表 私立幼稚園等はまっ子広場事業の実施状況

年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
実施園数（か所）	19	23	23	28	30
延べ利用者数（組）	38,010	37,753	39,219	41,160	42,926

ク 乳幼児一時預かり事業

子育てに対する負担感や不安感の軽減と、待機児童対策を目的に、理由を問わない子どもの一時預かり事業を実施しています。

表 乳幼児一時預かり事業の実施状況

年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
実施施設数（か所）	19	19	22	22	22
延べ利用者数（人）	78,223	82,914	87,304	85,150	88,124

ケ 一時保育事業（民間保育所等・市立保育所・横浜保育室）

保護者等のパート就労や疾病、入院等により一時的に家庭での保育が困難となる場合や、保護者の育児不安の解消を図り、負担を軽減するために児童を預かる事業を実施しています。

表 一時保育事業（民間保育所等・市立保育所・横浜保育室）の実施状況

年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
民間保育所等	実施施設数（か所）	337	351	388	415	418
	利用者数（人）	135,331	143,385	137,790	133,642	124,271
市立保育所	実施施設数（か所）	46	46	46	46	44
	利用者数（人）	12,739	14,205	15,172	14,777	11,528
横浜保育室	実施施設数（か所）	107	99	84	52	50
	利用者数（日分）	14,012	9,722	7,731	5,331	3,828

コ 横浜子育てサポートシステム事業

地域の中で子どもを預かってほしい人と子どもを預かる人が会員として登録し、会員相互の信頼関係のもとに子どもの預け・預かりを行うことで、地域ぐるみでの子育て支援を推進しています。

表 横浜子育てサポートシステム事業の実施状況

年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
機能強化支部（拠点）事務局（か所）	16	17	18	18	18
区支部（区社協）事務局（か所）	2	1	0	0	0
会員数（人）	10,622	11,211	12,211	13,138	14,187
活動援助実績（件）	48,073	53,791	55,767	57,935	59,401

（2）児童虐待の予防・早期発見（第4条第2項）

区こども家庭支援課では、市民からの通告・相談に加え、各種福祉保健サービスの提供を通じて、児童虐待の予防・早期発見に取り組みました。

ア 産後母子ケア事業

家族等からの産後の支援を受けることが困難で、育児支援を特に必要とする母子及びその家庭を対象に、母子ショートステイや母子デイケアを行うことで、心身の安定と育児不安を解消するために実施しました。また、産後間もない時期に起こりやすい授乳トラブルや母乳育児への不安の解消に向け、外出が難しい産婦の家庭を助産師が訪問し、授乳に伴う悩みや赤ちゃんのケア等の相談対応を行う訪問型産後母子ケア事業を実施しました。

表 産後母子ケア事業利用実績

年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
ショート ステイ	利用実人数(人)	141	96	145	199	249
	利用延日数(日)	747	512	797	1,037	1322
デイケア	利用実人数(人)	71	46	69	94	153
	利用延日数(日)	298	178	284	326	599
訪問型	利用実人数(人)				85*	663
	利用延件数(件)				130*	1,295

* 平成30年1月～3月までの実績

イ 妊娠届出時の看護職等による面談の実施

妊娠の届出をしたすべての妊婦を対象に、看護職等による個別面談を実施し、妊婦の心身の状況や家族の状況を把握するとともに、情報提供や相談支援を行いました。

表 妊娠の届出時の看護職による個別面談の実施状況

年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
妊娠の届出者数(人)	34,791	33,118	32,171	30,950	29,488
個別面談実施率(%)	92.3	92.3	93.6	95.5	96.2

表 妊娠期から養育の支援を要する特定妊婦の把握状況(各年度3月末現在)

年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
特定妊婦登録人数(人)	103	149	155	178	156

ウ 母子保健コーディネーターのモデル配置

子育て世代包括支援センターの機能として、モデル6区の区こども家庭支援課に母子保健コーディネーターを配置し、主に妊娠届出時から産後4か月までの継続した相談対応や母子保健サービスの利用紹介等を行うことで、妊婦や養育者の不安や負担の軽減を図りました。

【参考】横浜市版子育て世代包括支援センターとは

「児童福祉法等の一部を改正する法律」により、市町村は子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を実施することとされました。横浜市では、区福祉保健センターと地域子育て支援拠点がそれぞれの特徴を活かして連携・協働することで、子育て世代包括支援センターとして、妊娠期から子育て期までの支援の充実を図っていきます。

エ にんしんSOSヨコハマ

妊娠等に悩む方々への相談体制の充実のため、電話やメールで気軽に相談できる窓口「にんしんSOSヨコハマ」を委託により運営しました。妊娠に悩む当事者だけでなく、取り巻く家族等、多岐にわたる相談を受け、必要に応じて区福祉保健センター等の継続支援につなげました。

(相談内容の例：妊娠判定・不安・緊急避妊、妊娠中の心身のトラブル、経済的な問題 等)

表 相談実績数

年度	27年度*	28年度	29年度	30年度
相談実績数(件)	69	349	341	414

* 事業を開始した平成28年1月21日から平成28年3月31日までの期間の相談実績

オ ファミリーサポートクラス

乳幼児健診等において、育児不安を抱える又は不適切な養育のおそれがあると把握された保護者に対し、虐待予防の支援として、保護者同士が、カウンセラー等専門職を交えて育児に関する悩みを話し合い、育児不安の解消及び母子関係の再構築を図るグループミーティングを実施しました。

表 ファミリーサポートクラスの実績

年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
実施回数(回)	258	256	253	247	247
参加者実人数(人)	268	314	313	298	289
参加者延べ人数(人)	875	883	981	950	940

カ 産婦健康診査事業

産褥期の心身の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、産後2週間・1か月における産婦健康診査費用の一部を助成しました。EPDS(エジンバラ産後うつ質問票)を健診項目の1つとすることで、産後うつ等の心の不調を抱える人を早期に把握し、必要に応じて、区福祉保健センター等の支援につなげました。

表 産婦健康診査費用補助券の利用状況

年度	29年度*	30年度
2週間健診(件)	9,586	14,409
1か月健診(件)	14,982	21,949
合計	24,568	36,358

* 平成29年6月から開始

キ 母子生活支援施設を活用した妊娠期支援事業

妊娠・出産において支援が必要な特定妊婦に対し、妊娠・出産時期の生活支援・育児支援を実施するため、母子生活支援施設の緊急一時保護事業の特例利用として母子生活支援施設に一時的(産前8週、産後8週間)な入所を行います。施設のサポートのほか、訪問指導者(助産師)が育児手技等の専門的な指導を行うことで、深刻な虐待リスクを回避し、母子の生活の安定を図ります。平成28年7月からモデル事業として2施設で実施し、平成29年度からは緊急一時保護事業を行っている全7施設で実施しました。

表 実施状況

年度	28年度*	29年度	30年度
入所人数(人)	4	8	11
訪問指導者派遣回数(回)	45	30	70

* 平成28年度から実施

ク 医療機関における情報提供書を活用した情報提供

妊娠・出産・育児期において、養育支援を特に必要とする家庭を早期に把握し、速やかに支援を開始するための取組として、平成26年8月に、診療情報提供料として診療報酬上の算定ができる「要養育支援者情報提供書」の活用方法を紹介した「要養育支援者情報提供書取扱いガイド」を作成し、産婦人科、小児科、精神科の医療機関に配布しました。これまでも、産科医療機関から出産後の母子の退院連絡票を受理した区こども家庭支援課では、家庭訪問を実施し、要保護児童等の把握や支援を行っていましたが、この情報提供書の活用により、妊娠中から支援が必要な特定妊婦等の早期把握・支援における医療機関との連携が加速し、連絡票の受理件数は、平成30年度2,859件で、年々増加しています。

表 医療機関からの連絡票の受理状況（カッコ内は診療情報提供書を再掲）

年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
件数（件）	1,626（100）	1,783（322）	1,922（504）	2,363（900）	2,859（950）

ケ 厚生労働省からの「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握調査」の実施

「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）において、緊急に実施すべき重点対策として「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握の実施」が掲げられたことを受け、未就園で地域子育て支援拠点や一時預かり等の福祉サービス等を利用しておらず、家庭以外との接触がない子どもの安全確認、安全確保を図ることを目的として、緊急把握調査を実施しました。

（3）関係機関が行う虐待の防止のための取組を支援（第4条第3項）

横浜市では、要保護児童対策地域協議会を中心に、関係機関が連携して児童虐待の防止・早期発見から支援に取り組んでいます。児童相談所、区こども家庭支援課、局こども家庭課がそれぞれ、要保護児童対策地域協議会の構成員を対象に連絡会や研修を実施し、虐待対応における関係機関連携の推進を図りました。

ア 関係機関向けの研修

（ア）児童相談所が実施した研修（平成30年度）

実施回数 （回）	参加人数 （人）	機関別内訳（参加人数）（人）			
		民生・児童委員	学校	保育園・幼稚園	その他
83	2,533	154	927	246	1,206

（イ）区こども家庭支援課が実施した研修（平成30年度）

実施回数 （回）	参加人数 （人）	機関別内訳（参加人数）（人）			
		民生・児童委員	学校	保育園・幼稚園	その他
170	5,018	1,418	771	1,795	1,034

(ウ) 局こども家庭課が実施した研修（保育・教育人材課と共催）（平成30年度）

テーマ	講師	参加人数 (人)	機関別内訳 (人)		
			教育関係	保育所	区・児相等
子どもに現れる児童虐待の影響とその支援	さいたま子どものこころクリニック 児童精神科医師 星野 崇啓 氏	241人	79人	64人	98人

イ 「横浜市子ども虐待防止ハンドブック」の作成

児童虐待の早期発見・早期対応を目的とした横浜市要保護児童対策地域協議会の関係機関向けの手引きとして、発行しています。平成30年度に改訂版を作成し、関係機関に配付しました。

【配布先】

保育所、幼稚園、小・中・高等学校、医療機関（歯科含む）等

ウ 横浜市児童虐待防止医療ネットワーク（YMN）の活動

平成25年11月に市内の中核医療機関等の小児科医が中心となって発足したネットワーク会議は、平成26年12月から要保護児童対策地域協議会の代表者会議の下部組織に位置付けられました。医療機関が行った虐待事例の診断や、児童相談所への通告など行政との連携等をテーマに、年3回の定期会議を開催しました。また、医療ソーシャルワーカーや看護師を中心とした情報交換部会を、時間を分けて開催し、特定妊婦やDV、児童虐待の早期発見・支援について、行政との連携等を検討しました。

さらに、平成30年度は、横浜市における子どもの不審死検証を進めていく目的で、CDR関連部会を開催し、Child Death Review の概論を学ぶと共に、子どもの不審死事例について、医療機関、警察、司法、解剖医の対応の現状を共有しました。

◇参加医療機関

横浜市立大学附属病院、横浜市立大学附属市民総合医療センター、横浜市立市民病院、横浜市みなと赤十字病院、済生会横浜市南部病院、横浜市労災病院、済生会横浜市東部病院、国立病院機構横浜医療センター、神奈川県立こども医療センター、聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院、昭和大学横浜市北部病院、昭和大学藤が丘病院（12病院）

◇開催状況

日時	医療ネットワーク (午後6:30~8:30)		情報交換会 (午後3:00~5:30)	
	テーマ	参加数	テーマ	参加数
H30. 7. 20 第15回	標準化部会 (CPT の運用や事例対応の 標準化を目的) ＜事例提供機関＞ ① 国立病院機構横浜医療センター ② 神奈川県立こども医療センター	52人	院内の虐待対応 の課題と対策に ついて	28人
H30. 11. 8 第16回	標準化部会 ＜事例提供機関＞ ① 聖マリアンナ医科大学横浜市西 部病院 ＜CDR 関連部会について＞	55人	特定妊婦等産科 医療と行政	45人
H31. 2. 26 CDR 関連 部会	子どもの不審死事例に関する検証に ついて ① Child Death Review 概論 聖マリ アンナ医科大学横浜市西部病院 栗原医師 ② CDR に関連する起訴等の基礎知識に ついて 横浜地方検察庁 澁谷氏 ③ CDR に関連する警察業務の基礎知識 について 神奈川県警察本部捜査 第一課 内川氏 ④ 横浜市の小児解剖状況等について 横浜市立大学大学院医学研究科法 医学 井濱氏	41人		
H31. 3. 8 第17回	標準化部会 ＜事例提供機関＞ ① 済生会横浜市東部病院 ② 済生会横浜市南部病院	58人	虐待対応通告・通 告後の対応と行 政（区・児童相談 所）の連携	54人

エ 各区と医療機関の連絡会の開催

妊娠・出産・育児期に支援が必要な養育者を早期に把握し、医療機関と行政が連携して支援することで、虐待の未然防止・早期発見に繋げるよう、産科・小児科などを中心に連絡会を開催し連携を深めました。

表 区と医療機関の連絡会の実施状況（平成30年度）

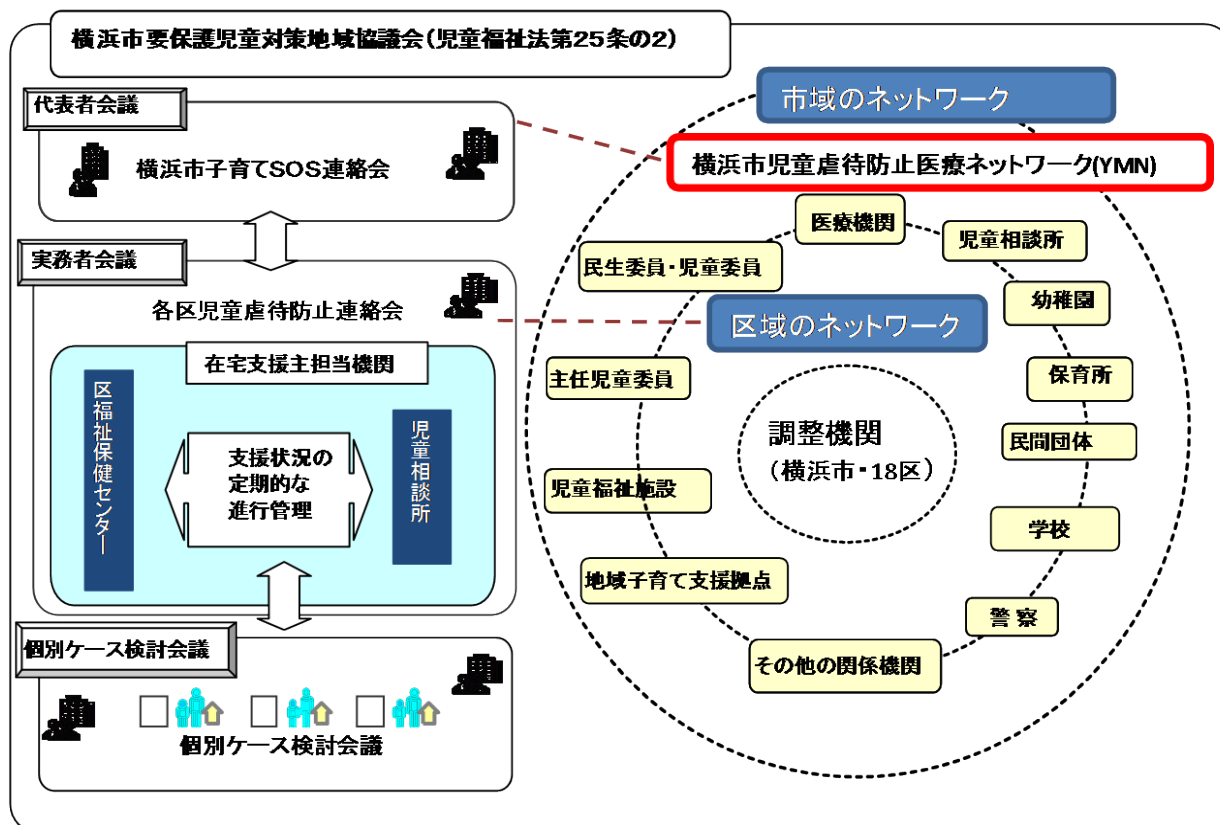
開催日	対象病院	主催	参加行政機関
H30. 6. 4	横浜市北部地域療育センター	共催	都筑区
H30. 6. 7			緑区
H30. 6. 12	堀病院	瀬谷区	瀬谷区、旭区、保土ヶ谷区、泉区
H31. 2. 18			瀬谷区、旭区
H30. 6. 26	済生会横浜市南部病院	病院	港南区
H30. 9. 25			港南区、磯子区
H30. 12. 11			港南区
H31. 2. 26			港南区
H30. 7. 2	康心会汐見台病院	磯子区	磯子区
H30. 7. 13	済生会済生会東部病院	病院	鶴見区、港北区、神奈川区
H31. 2. 7			こども青少年局、川崎市
H30. 7. 14	横浜労災病院	共催	港北区
H30. 7. 26	神奈川県立こども医療センター	共催	南区
H30. 10. 10		病院	栄区
H30. 8. 6	横浜市立大学附属市民総合医療センター	共催	南区、こども青少年局
H30. 10. 1			南区
H30. 12. 3		病院	中区
H31. 1. 24		共催	南区
H31. 2. 4		病院	中区
H31. 3. 4		病院	中区
H30. 9. 6	横浜市南部地域療育センター	磯子区	磯子区
H30. 9. 25	済生会横浜市南部病院	病院	磯子区
H30. 10. 4	聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院	旭区	旭区、保土ヶ谷区、泉区
H30. 10. 30	横浜市立みなの赤十字病院	中区	中区
H30. 11. 2	横浜市立大学附属病院 横浜南共済病院 山本助産院	金沢区	金沢区
H31. 2. 4	国立病院機構横浜医療センター 小川クリニック 戸塚共立レディースクリニック 聖マリアクリニック あおのウイメンズクリニック	戸塚区	戸塚区

(4) 要保護児童対策地域協議会の円滑な運営、活性化（第4条第5項）

ア 横浜市要保護児童対策地域協議会の活動報告

要保護児童等（虐待を受けている子ども等）の早期発見や適切な保護のため、関係者や関係機関が円滑に連携していくことを目的とした要保護児童対策地域協議会を、児童福祉法に基づき設置しています。

○ 横浜市要保護児童対策地域協議会の構成



(ア) 代表者会議（横浜市子育てSOS連絡会）

児童虐待防止のための啓発活動やネットワークづくり等、全市的な児童虐待対策の推進や関連事業の総合調整に関する協議を目的としています。代表者会議の事務局はこども青少年局が担い、年2回定期的に会議を開催しています。平成26年度第2回の会議にて、「横浜市児童虐待防止医療ネットワーク（YMN）」が市域のネットワーク組織の一つとして承認されました。

【実績】 開催状況 第1回：平成30年6月21日、第2回：平成30年12月20日

(イ) 実務者会議（区虐待防止連絡会）

各区において、学校、保育所、幼稚園、民生委員、主任児童委員、医療機関、警察等の関係機関が集まり、機関相互の円滑な連携のための情報交換や協議を行っています。実務者会議は事務局を区こども家庭支援課が担い、区単位とした会議開催に加え、小地域ごとの会議や機関別の会議、また研修会など延べ646回開催しました。

平成28年度から、学校や保育所等の所属機関と要保護児童等の個別の情報共有を行う学校訪問等を実務者会議に位置づけ実施しています。

※進行管理会議、個別ケース検討会議については、「5 情報の共有等（第9条関係）」P.25に掲載。

(5) 精神保健に関する医師の相談や診療を受けやすい環境の整備（第4条第6項）

ア 区の取組

子育て中の養育者の不安軽減や、児童虐待予防のため精神科医や臨床心理士による面接相談を実施することで、養育者の育児不安の解消や精神科医の受診につながりやすくする取組などを実施しました。

表 各区の取組例

鶴見区	専門家相談
神奈川区	かながわ安心子育て支援事業
南区	児童虐待等相談支援事業
金沢区	個別カウンセリング
旭区	心理士の面接相談
港北区	子育てママの心の相談
緑区	ママのハートバランス事業
都筑区	コアラの相談
戸塚区	個別ヒーリング
栄区	妊婦・養育者メンタルヘルス相談
泉区	養育者面接
瀬谷区	母親のためのカウンセリング

イ 産後うつ対策

妊娠・出産に起因する産後うつ病の予防及び早期発見・早期支援を行う体制構築に向けて、産科・精神科等の医療機関や行政等の関係機関の連携を図る検討会を開催しました。

(6) 調査研究の実施、必要な広報啓発活動及び教育に努める（第4条第7項）

ア 親になるための準備

○区の取組

小・中学校と協働し、命の大切さを伝える赤ちゃんふれあい体験などの「思春期健康教育」を実施し、将来自分が親になることや子育てをイメージする機会をつくる取組を行いました。

表 平成30年度の実施状況

内容	実施区	参加人数(人)
小・中学生を対象にした思春期健康教育等	9区	7,186

イ 虐待を受けた子供がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析

○重篤事例等検証委員会による検証

横浜市児童虐待による重篤事例等検証委員会設置運営要領に基づき、虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例について、事実の把握、発生要因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討することを目的とし、児童虐待による重篤事例検証委員会を児童福祉審議会児童部会の下部組織として設置しています。

平成30年度は、平成29年度に発生した児童虐待による死亡疑義事例1件について検証を行いました。平成30年5月～10月に6回の検証委員会を開催して検証を行い、平成30年10月に報告書が児童福祉審議会から提出されました。

ウ 虐待の予防及び早期発見のための方策

各区では、子育ての不安や負担感を減らすとともに、児童虐待の予防や早期発見につながるよう、養育者同士が育児の悩みを相談し合う交流会や育児に関する学習会、養育者向けの講演会等を実施しました。

表

内容	実施区	参加人数(人)
親支援プログラムを活用した養育者支援事業等	4区	311
養育者の育児不安や悩みの解消のための研修・交流会等	9区	7,125

エ 虐待を受けた子供のケア並びに虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方

(ア) 被虐待児支援強化事業

被虐待児童支援強化事業では、児童相談所職員等が専門的な面接技術や診察等に関する知識を習得することを目的に、被害確認面接・系統的全身診察^{*}等に関する研修に参加しました。被害児童の心身への影響や不安感等を軽減しながら、的確な支援が行えるように、支援の質の向上に取り組んでいます。

^{*} 性的虐待を受けた子どもに対し、専門的な手法で一人の医師が丁寧に全身を問診し、診察する方法です。他の虐待の発見や治療の必要性の検討、客観的証拠の確保及び児童の心理ケア（児童自身の身体に対する漠然とした不安の軽減）に大きな効果があります。

表 被害確認面接研修

年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
児童相談所職員 [*] （人）	13	14	15	12	12

^{*} 平成27年度までは本市主催研修。平成28年度以降はNPO法人主催の研修へ参加。

表 系統的全身診察トレーニング研修

年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
受講者数（医師）（人）	16	8	5	9	9

(イ) 健全育成事業

健全育成事業では、児童相談所が児童虐待等を理由に在宅で支援している子どもを対象に、野外活動や宿泊キャンプなどのレクリエーションを実施し、子供の活動の様子を保護者と共有して、親子関係の改善などの支援に役立てています。

表 健全育成事業 各所実績（平成30年度）

	参加人数（人）	内容・行先等
中央児童相談所	85	動物園や水族館、公園等への外出、夏季宿泊キャンプの実施、調理実習の実施など
西部児童相談所	57	
南部児童相談所	43	
北部児童相談所	58	
合計	243	

オ 学校の教職員及び児童福祉施設の職員が虐待の防止に果たすべき役割

(ア) 虐待の未然防止及び早期発見

いじめや不登校、虐待などの様々な課題に対応するため、児童支援専任教諭を全小学校に配置し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用しながら、区や児童相談所等の関係機関との連携を推進することで、学校における児童虐待の未然防止、早期発見に取り組みました。

- ・児童支援専任教諭（全小学校341校に配置）
- ・4方面学校教育事務所に、18人の区担当スクールソーシャルワーカーと定期的に中学校ブロックを訪問して支援する4人の配置型スクールソーシャルワーカー、事案を管理する4人の統括スクールソーシャルワーカーの合計26人を配置し学校長の要請等により派遣。人権教育・児童生徒課には、高校と特別支援学校の要請により派遣するスクールソーシャルワーカー2人を配置。また、スクールソーシャルワーカー活用事業を担当する社会福祉職1人、スーパーバイザーとしての担当係長1人を配置し事業を管理。
- ・スクールカウンセラー（小学校に週半日程度、中学校に週1日、全ての学校で相談が受けられる体制で配置）

(イ) 児童虐待対策の推進

教職員に対し、こども青少年局による児童虐待対策に関する研修を実施しました。

表 平成30年度の実績

内容	実施日	対象
新任児童支援・生徒指導専任教諭研修 要保護児童等への支援について ～児童・生徒を児童虐待から守るために～	H30. 6. 21	新任児童支援・生徒指導専任教諭 (138人参加)
子どもに現れる児童虐待の影響とその支援 (講師：さいたま子どものこころクリニック児童精神科医師 星野 崇啓 氏)	H31. 1. 29	児童支援・生徒指導専任教諭 (79人参加)

(ウ) 放課後児童育成事業関係者への啓発・研修

放課後3事業に従事するスタッフ対象の安全管理研修において、虐待の恐れのある事象の早期通報について徹底しました。(年3回/延べ参加人数171人)

また、放課後3事業に従事するスタッフ対象の人権研修「こどもの人権尊重、児童虐待の防止と対応」を実施しました。(年1回/参加人数164人)

さらに、放課後児童育成課の巡回相談員8名が、現場訪問時に随時、情報提供や啓発を行っています。

3 市民の責務（第5条関係）・関係機関等の責務（第7条関係）

（1）虐待を防止するための施策の協力、早期発見、啓発等に努める（第7条第1項、第2項、第5項）

ア 横浜市子育てSOS連絡会構成機関の取組一覧（平成30年度）

横浜市医師会	保育園医部会では平成31年度に虐待についての講演会を検討している。保健部会ではハンドブックの説明を検討している。
横浜市産婦人科医会	<ul style="list-style-type: none"> 産後2週間、1か月健診において産後うつ予防を継続している。 特定妊婦（特に精神疾患合併）を精神科医師と連携して診療できるよう、合同の講演会を開催し、産婦人科と精神科の科を越えた関係を構築できるよう取り組んでいる。
横浜市精神科医会	産婦人科との連携を深める取組を進めている。
横浜市歯科医師会	<ul style="list-style-type: none"> 10月11日本会理事会にて、横浜市こども青少年局から子ども虐待防止ハンドブックに関する歯科医師会への協力の謝辞と説明した。 引き続き、本会会員へ周知している。
神奈川県弁護士会	神奈川県内のすべての児童相談所及び児童福祉審議会に弁護士を推薦し、推薦した弁護士をバックアップしている。
神奈川県警察本部	<p>子ども安全110番について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成18年から運用を開始した児童虐待事案等に関する情報を収集するための専用ダイヤル ○対応する主な内容 <ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待事案に関する情報 ・誘拐などに発展する恐れのある子どもへの声掛け事案に関する情報 ・子どもが被害者となる事件の通報や目撃情報 ○児童虐待に関する情報を認知した場合は、児童相談所や学校等関係機関との情報共有や連携した対応を図っている。
横浜地方法務局人権擁護課 横浜市人権擁護委員	<p>児童虐待に関する人権相談体制</p> <ol style="list-style-type: none"> 「子どもの人権110番」相談電話（フリーダイヤル）の常設 <ul style="list-style-type: none"> ・法務局職員及び人権擁護委員が対応 「子どもの人権110番」強化週間の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・8月29日から9月4日の相談時間延長（平日19時まで、土曜日・日曜日10時から17時まで開設） 子ども人権SOSミニレターの配布 <ul style="list-style-type: none"> ・県内全ての小中学生に対し、学校を通じて6月から7月にかけて配布した。 インターネット人権相談 <ul style="list-style-type: none"> ・法務省HPに専用フォームを設け人権相談を受け付けている。 上記の相談や受領したミニレターから児童虐待が疑われる場合、学校及び児童相談所へ連絡し、情報収集及び情報提供等を実施している。

<p>横浜市民生委員児童 委員協議会 主任児童委員連絡会</p>	<p>【連携】 ○学校・保育園・子育て支援拠点・地区センター・区役所・保健師・警察署・保護司・SSWなど ・関係機関と情報共有しやすい環境を築く</p> <p>【啓発活動】 ○「オレンジリボンたすきリレー」をはじめ、各種イベントに参加し、オレンジリボンで啓発 ○「命の授業」</p> <p>【子育て家庭への支援】 ○事業の立ち上げ・協力 ・子育てサロン・赤ちゃん教室・子育てママサークル・子育てサポートシステム・こんにちは赤ちゃん訪問など ・ふつうの家庭を応援することが、なによりの虐待防止</p> <p>【研修】 ○施設見学・研修会 ・専門職ではないので、気になる家庭と接する際に、少しでも信頼してもらえよう研修を重ねて勉強する</p> <p>【貧困対策】 ○「学習支援」「こども食堂」「居場所づくり」</p>
<p>よこはまチャイルド ライン</p>	<p>子どもの声を電話を通して受け止めるのがチャイルドライン。 「名前を言わなくて良い、秘密は守る」ため、人には言えない悩みも言いやすいことから、時折、虐待ではないかと思われる電話も受ける。ソーシャルワークをしないので、いざというとき、児童相談所との連携は不可欠ではあるが、聴くことがひとつの癒しになることを信じて活動している。</p>
<p>横浜市社協児童福祉 部会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所による虐待対応件数が増加し続けているなか、保護された子どもたちの社会的養護の多様な場の確保と、職員の人材育成を課題認識している。 ・社会的養護を受けている子どもたちの継続的な支援とアフターケア
<p>横浜市幼稚園協会</p>	<p>平成30年10月16日運営委員会において、横浜市所管課と児童虐待防止対策の最新情報を共有した。その後、18支部園長会において本件の内容を会員各園に対して周知した。</p>
<p>横浜私立保育園園長 会</p>	<p>保育園園長会では、「保育園が児童虐待予防、早期発見の最前施設」との意識を持ち、毎日園児と家庭に寄り添っている。毎朝の園児の身体確認や保護者の言葉の変化、お休みの変化などで気になったことがあったら、区役所と児童相談所に連絡をしている。最近の増加した課題は2点ある。</p> <p>①「保護者間のいざごによる心理的虐待」と②「子育てに悩んでいる保護者からの虐待」。どちらも、早い段階で適切な関係機関へ繋ぐこととしている。</p>

<p>横浜市立小学校長会 横浜市立中学校長会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要保護児童、要支援児童に関わる区役所・児童相談所との定期的な情報共有の徹底 ・ 各区児童支援・生徒指導専任教諭協議会において区役所、児童相談所担当者との情報共有、研修会の実施 ・ 校長会での虐待防止に関わる情報共有、研修会の実施 ・ 各区児童虐待DV防止連絡会養育支援連携会議等での情報共有、支援体制の確認 ・ 校長会と児童相談所4所長との協議会での情報交換及び諸対応の検証による連携推進
<p>横浜市教育委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成29年4月から、「要保護児童対策地域協議会」における「進行管理対象児童」についての区役所及び児童相談所と学校の定期的な情報共有を新たな様式を用いて実施。学校は、「進行管理対象児童」の状況を日常的に把握・記録し、区役所・児童相談所と連携しながら見守りを行っている。 ・ 平成30年4月には小中学校・義務教育学校の新任副校長研修会、5月には小中学校・義務教育学校の新任校長研修会、6月には小中学校・義務教育学校の新任専任教諭[*]を対象として、 <ul style="list-style-type: none"> ① 虐待とその対応 ② 要保護児童対策地域協議会」のしくみと機能 ③ 「進行管理対象児童」の区役所・児童相談所と学校の定期的な情報共有についての研修会を実施 <p style="margin-left: 40px;">[*] 市内全小中学校に配置されている主に児童生徒指導に関する支援・指導の中心を担う教諭のこと</p> ・ 6月の小中学校・義務教育学校の新任専任教諭に対しての研修会では、こども青少年局こども家庭課、中央児童相談所虐待対応・地域連携課と連携し、児童虐待における学校の通告に際しての具体的なロールプレイを取り入れた研修を実施した。
<p>市民局人権課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「横浜市人権施策基本指針」において、「第5章様々な人権課題への取組」の中に「こども」の項目を設け、児童虐待について言及している。 ・ 下記の機会において児童虐待に関するパネル展示や記事掲載を実施した。(各区区民まつり、人権啓発講演会、人権よこはまキャンペーン、市民広間における人権啓発パネル展示、広報よこはま人権特集)

イ 教育委員会図書館による児童虐待防止啓発活動（平成30年度）

実施日	実施主体	事業名
H30. 10. 10 ～H3011. 18	中央図書館	展示「子ども虐待を考える」 図書館での関連図書展示・貸出
H30. 11. 19 ～H30. 12. 4	都筑図書館と都筑区こども家庭支援課の共催	展示「STOP こども虐待」 都筑区総合庁舎区民ホール・図書館でのパネルや絵本の展示・貸出

ウ 内閣府・文部科学省・厚生労働省からの「児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検」の実施（学校・教育委員会、保育所、認定こども園、障害児通所支援事業所等）

『児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策』の更なる徹底・強化について（平成31年2月8日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）において、「児童相談所及び学校における子どもの緊急安全確認等」として、全国の公立小中学校・教育委員会等において、虐待が疑われるケースについて、1か月で緊急点検することとされたことを受け、緊急点検を実施しました。

表 本市における緊急点検の概要

対象施設	市立小学校・中学校・高等学校・義務教育学校・特別支援学校	教育委員会事務局 人権教育児童生徒課
	保育所・家庭的保育事業・小規模保育事業・認定こども園（幼保連携型）	こども青少年局 保育・教育運営課
	児童発達支援事業所・医療型児童発達支援事業所	こども青少年局 障害児福祉保健課
対象児童生徒等	平成31年2月14日時点において、2月1日以降一度も登校・登園通所していない児童生徒等	
点検方法	平成31年3月8日までの間に、所属施設・学校等職員による面会、その他関係機関による面会	

(2) 虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに通告する（第5条第3項、第7条第3項）

ア 児童虐待相談の対応状況の経路別件数（平成30年度）

市全体では警察等からの割合が40.4%となっています。区こども家庭支援課は福祉保健センター内での情報によって把握したものの割合が20.9%と多く、児童相談所では警察等からの児童通告が60.4%となっています。

(単位:件、%)

区分	市全体			区役所			児童相談所		
	29年度	30年度		29年度	30年度		29年度	30年度	
	件数	件数	構成比	件数	件数	構成比	件数	件数	構成比
福祉保健センター※1	762	885	9.2%	570	669	20.9%	192	216	3.4%
他都道府県市町村	115	210	2.2%	115	210	6.6%	0	0	0.0%
児童相談所	791	924	9.6%	136	103	3.2%	655	821	12.8%
保育所	198	292	3.0%	174	246	7.7%	24	46	0.7%
児童福祉施設等	85	88	0.9%	23	29	0.9%	62	59	0.9%
警察等	2,495	3,878	40.4%	7	8	0.2%	2,488	3,870	60.4%
医療機関	197	448	4.7%	122	352	11.0%	75	96	1.5%
幼稚園	19	18	0.2%	9	11	0.3%	10	7	0.1%
学校	641	751	7.8%	269	376	11.7%	372	375	5.9%
教育委員会等	6	6	0.1%	5	4	0.1%	1	2	0.0%
児童委員	18	30	0.3%	14	28	0.9%	4	2	0.0%
家族・親戚	694	784	8.2%	266	387	12.1%	428	397	6.2%
近隣・知人	568	714	7.4%	184	309	9.7%	384	405	6.3%
児童本人	32	52	0.5%	4	7	0.2%	28	45	0.7%
その他	175	525	5.5%	73	463※2	14.5%	102	62	1.0%
合計	6,796	9,605	100.0%	1,971	3,202	100.0%	4,825	6,403	100.0%

※1 区こども家庭支援課が業務(母子手帳交付、乳幼児健診、各種手当手続き、保育所相談等)を契機に把握対応したもの及び市内他区からの住所異動により引き継いだものを含む。

※2 区役所の「その他」には、平成30年度から把握対象を拡大した「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児童等の緊急把握調査」で、把握対象児童とされ、他都市や入国管理局等へ照会を行った件数を含む。

4 通告及び相談に係る対応等（第8条関係）

（1）通告の調査、子供の安全確認を行うための措置（第8条第1項）

通告受理機関（児童相談所、区こども家庭支援課）は、児童虐待の通告に対し、速やかに調査を行い、子どもの安全確認を行いました。

ア 児童虐待相談の対応件数

（児童虐待（疑いを含む）に係る通告・相談に対し、調査等の対応をした件数）

区分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
区役所（件）	1,016	1,578	2,131	1,971	3,202
児童相談所（件）	3,617	3,892	4,132	4,825	6,403
合計（件）	4,633	5,470	6,263	6,796	9,605

イ 相談種別件数（平成30年度）

市全体では心理的虐待の割合が多く、46.8%となっています。区こども家庭支援課はネグレクトの割合が59.3%と多く、児童相談所では心理的虐待の割合が60.2%と多くなっています。

（単位：件、%）

区分	市全体		区役所		児童相談所	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
身体的虐待	2,141	22.3%	637	19.9%	1,504	23.5%
性的虐待	120	1.2%	22	0.7%	98	1.5%
心理的虐待	4,498	46.8%	643	20.1%	3,855	60.2%
ネグレクト	2,846	29.6%	1,900	59.3%	946	14.8%
合計	9,605	100.0%	3,202	100.0%	6,403	100.0%

【注】各表の構成比は、小数点第2位を四捨五入して表記しているため、構成比の合計が100.0%にならないものがあります。

ウ 年齢別件数（平成30年度）

市全体では0歳から6歳までの未就学児童の割合が多く、53.8%となっています。区こども家庭支援課は未就学児童が73.2%と多く、児童相談所では小学生以上が56.1%と多くなっています。

（単位：件、%）

区分	市全体			区役所			児童相談所		
	29年度	30年度		29年度	30年度		29年度	30年度	
	件数	件数	構成比	件数	件数	構成比	件数	件数	構成比
0歳	548	918	9.6%	283	524	16.4%	265	394	6.2%
1～6歳	2,889	4,241	44.2%	1,063	1,819	56.8%	1,826	2,422	37.8%
7～12歳	2,137	2,820	29.4%	512	676	21.1%	1,625	2,144	33.5%
13～15歳	811	1,089	11.3%	95	157	4.9%	716	932	14.6%
16歳以上	411	537	5.6%	18	26	0.8%	393	511	8.0%
合計	6,796	9,605	100.0%	1,971	3,202	100.0%	4,825	6,403	100.0%

【注】各表の構成比は、小数点第2位を四捨五入して表記しているため、構成比の合計が100.0%にならないものがあります。

エ 主たる虐待者別件数（平成30年度）

市全体では実母によるものの割合が多く、54.7%となっています。区子ども家庭支援課は実母の割合が74.0%と多く、児童相談所では実母の45.0%に対し、実父が45.3%とほぼ同じ割合になっています。

（単位：件、％）

区分	市全体			区役所			児童相談所		
	29年度	30年度		29年度	30年度		29年度	30年度	
	件数	件数	構成比	件数	件数	構成比	件数	件数	構成比
実父	2,612	3,630	37.8%	409	727	22.7%	2,203	2,903	45.3%
実父以外の父	237	371	3.9%	21	54	1.7%	216	317	5.0%
実母	3,758	5,254	54.7%	1,502	2,370	74.0%	2,256	2,884	45.0%
実母以外の母	20	44	0.5%	7	12	0.4%	13	32	0.5%
その他	169	306	3.2%	32	39	1.2%	137	267	4.2%
合計	6,796	9,605	100.0%	1,971	3,202	100.0%	4,825	6,403	100.0%

【注】各表の構成比は、小数点第2位を四捨五入して表記しているため、構成比の合計が100.0%にならないものがあります。

（2）通告及び虐待に係る相談に常時対応する体制の整備（第8条第2項）

ア よこはま子ども虐待ホットライン

「よこはま子ども虐待ホットライン」は、24時間365日、フリーダイヤルで児童虐待の相談・通告を受け付けています。

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
受付件数（件）	2,903	2,856	3,126	3,099	3,032

（3）通告及び虐待に係る相談がしやすい環境づくり（第8条第3項）

ア 児童相談所全国共通ダイヤル三桁化（189）に伴う対応

平成27年7月1日から、より迅速に児童虐待の相談・通告を受け、虐待を早期発見することを目的に、児童相談所全国共通ダイヤルが従来の10桁の番号から三桁化（189）されました。本市では、児童相談所全国共通ダイヤルから繋がる連絡内容について、児童相談所や「よこはま子ども虐待ホットライン」に接続されるように対応しています。

表 児童相談所全国共通ダイヤル（189）から本市への接続状況

	30年度
接続状況（件）	958※

※ 平成30年2月から携帯電話からの接続状況の公表がされなくなったため、携帯電話以外からの接続件数

5 情報の共有等（第9条関係）

市及び関係機関は、子どもを虐待から守るため、それぞれが保有する虐待に関する情報を共有するとともに、要保護児童対策地域協議会の活用により相互の連携・協力を図っています。

（1）保有する情報の共有、地域協議会の活用・相互連携体制の整備（第9条第1項関係）

ア 児童相談所と神奈川県警察の児童虐待事案に係る連携

平成29年2月に児童相談所と神奈川県警察が児童虐待事案に係る連携協定を締結、3月1日に運用を開始しました。児童相談所及び警察が児童虐待対応を行うにあたり、児童の安全確認と安全確保のために必要だと判断される情報を相互に照会し、児童虐待の緊急性などを総合的に判断します。

また、照会を受けた場合は、各機関が必要と認める情報を記録等で確認の上、速やかに電話等で回答することで、より迅速で的確な児童虐待対応に繋がっています。

表 協定に基づく情報共有件数

年度	28年度*	29年度	30年度
児童相談所から警察に提供（件）	23	553	1,226
警察から児童相談所に提供（件）	2	77	798
合計（件）	25	630	2,024

* 平成28年度は1か月のみの実績（連携協定開始日が平成29年3月1日のため）

イ 要保護児童等進行管理会議

横浜市では、児童相談所と区こども家庭支援課が支援する、進行管理台帳に登録する全ての虐待ケースについて、所属ごとの定期的なアセスメントを行い、3か月に一度「要保護児童等進行管理会議」を開催し、児童相談所と区の両機関によって、ケースの状況把握、援助方針の見直し、個別ケース検討会議の必要性などを検討しています。この検討にあたっては、所属機関（学校、保育所、幼稚園等）からの情報収集や情報提供を積極的に行っています。

平成28年度から、市立学校に在籍する要保護児童等の全数を情報共有する仕組みを構築し、学齢期の子どもへの支援における連携が進んでいます。

表 進行管理台帳登録件数

年度	26年度末	27年度末	28年度末	29年度末	30年度末
要保護児童（人）	3,945	3,860	4,222	3,980	4,315
特定妊婦（人）	103	149	155	178	156
合計（人）	4,048	4,009	4,377	4,158	4,471

ウ 個別ケース検討会議（第9条第1項）

個別ケース検討会議は要保護児童対策地域協議会に位置付け、子どもや養育者に直接関わりがある関係者が集まり、具体的な支援策を検討するための会議です。

会議は、個別事例の状況に応じて随時開催し、関係者が必要な情報を共有して課題や問題点を抽出し、具体的な支援方針と各関係者の役割分担を決定します。平成30年度は、1,737回開催し、延べ2,820人について検討しました。

表 個別ケース検討会議開催回数

年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
開催回数（回）	1,281	1,408	1,517	1,629	1,737

(2) 要保護児童の転居に伴う引継の徹底（第9条第2項）

要保護児童等として支援をしていた児童が転居又は転出した場合は、転居先の住所地を所管する市町村若しくは児童相談所に対して、速やかに引継ぎを行いました。

表 要保護児童等の市内外への移管及び情報提供送付及び受理件数（平成30年度）

担当	他都市へ送付		他都市から受理		市内移管
	移管	情報提供	移管	情報提供	
区こども家庭支援課(件)	183	62	259	125	189
児童相談所(件)	127	84	77	87	160
合計(件)	310	146	336	212	349

6 虐待を受けた子供に対する保護及び支援等（第10条関係）

(1) 関係機関と連携し、子供の適切な保護及び支援に努める（第10条第1項）

ア 保育所等での被虐待児の見守り

児童虐待の再発防止や深刻化防止のため、被虐待児を優先的に保育所等に入所させ、見守りを行うとともに、公立保育所においては必要となる保育士の配置、民間保育所等については保育士等を確保するための経費の助成を行っています。

表 保育士加配または経費助成の対象児童数（4月1日現在）

年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
対象児童数（人）	20	34	35	41	31

イ 児童家庭支援センターによる養育家庭の支援

子育てにおいて何らかの支援が必要な家庭に対し、子育てに関する悩みや課題に対する相談・助言を行うため、児童家庭支援センターを設置し、相談支援事業、養育家庭等支援事業、地域交流事業、子育て短期支援事業等を実施しています。

児童相談所から委託を受け、一時保護委託を行う場合もあります。

平成30年度は、新たに1か所設置し、12区12か所で実施しています。

<設置区（平成30年度末現在）>

中区、南区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、磯子区、金沢区、港北区、都筑区、戸塚区、泉区、瀬谷区

表 設置数及び相談件数

年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
設置数（か所）	6	6	9	11	12
相談件数（件）	7,912	10,547	13,780	20,542	30,677

ウ 厚生労働省からの「児童相談所において在宅指導している虐待ケースの緊急安全確認」の実施

『児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策』の更なる徹底・強化について（平成31年2月8日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）において、「児童相談所及び学校における子どもの緊急安全確認等」として、「児童相談所において、在宅で指導している全ての虐待ケースについて、1か月以内に緊急的に安全を確認すること」とされたことを受け、緊急的に安全確認を実施しました。

表 本市における緊急点検の概要

対象児童	平成31年2月14日現在において、各児童相談所において虐待ケースとして在宅で継続指導、児童福祉司指導の対象となっている児童
安全確認の対象期間	平成31年3月8日まで
安全確認の方法等	<ul style="list-style-type: none"> ・対象児童の状況について、児童相談所・市町村の面接等により確認 ・保護者の状況について、児童相談所、市町村の面接等により確認 ・確認の結果、必要な場合は安全確保・対応方針の見直し等を実施 ・あわせて状況に応じて警察へ情報提供

(2) 医療機関の従事者、学校の教職員、児童福祉施設の職員等の、適切な保護及び支援についての市への協力（第10条第2項）

再掲 関係機関の取組一覧 P.18～20参照

(3) 児童福祉法に基づく権限の行使（第10条第3項）

平成30年度、児童相談所では1,853件の一時保護を実施し、そのうち児童虐待を理由とした一時保護は1,079件で、全体の58.2%となりました。

立入調査、出頭要求等は、通常の家門訪問等により児童の安全確認、安全確保ができない場合に実施しますが、平成30年度は出頭要求が9件でした。それ以外に子どもの安全を守るために警察への援助要請を15件実施しました。

ア 児童福祉法に基づく一時保護及び委託保護の実績

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
合計（件）	1,340	1,498	1,558	1,633	1,853
一時保護所（件）	1,113	1,181	1,228	1,361	1,499
他機関（件）	227	317	330	272	354
うち児童虐待（件）	654	755	849	887	1,079

イ 立入調査、出頭要求、再出頭要求、臨検・捜索 件数

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
立入調査（件）	1	0	0	0	3
出頭要求（件）	2	1	0	1	9
再出頭要求（件）	0	0	0	0	1
臨検・捜索（件）	0	0	0	0	1

ウ 弁護士相談

平成6年度から、子どもの権利を守るために児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律等による法的権限の行使（立入調査、臨検・捜索、児童福祉法第28条の請求、親権停止、未成年後見人の専任等）に関する助言、相談を委託弁護士にお願いしています。（相談日：平成30年度 各児童相談所月4回）

（4）警察への援助要請（第10条第4項）

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
援助要請件数（件）	1	0	9	3	15

【参考】

- 出頭要求等（児童虐待の防止等に関する法律第8条の2）
児童虐待が行われているおそれがあると認められるときに、児童の安全確認のために保護者に対して児童を同行して出頭することを求める（出頭要求）ことができる。
- 再出頭要求等（児童虐待の防止等に関する法律第9条の2）
保護者が、第8条の2の出頭要求又は法第9条の立入調査を拒否した場合に、児童の安全確認のために保護者に対して児童を同行して出頭することを求める（出頭要求）ことができる。
- 臨検、捜索等（児童虐待の防止等に関する法律第9条の3）
出頭要求又は立入調査が拒否された場合に、裁判官が発する許可状により、当該児童の住所若しくは居所に臨検、捜索ができる。

※平成28年5月の児童福祉法等の一部改正によって平成28年10月1日から臨検・捜索までの手続・時間短縮が図られました。

（5）措置、一時保護等の解除時の配慮（第10条第5項）

児童福祉法では児童養護施設等への入所は原則18歳※までとなっています。

施設等を退所した児童に対しては、安定した生活の基盤がつけられるよう、入所中から退所後を通じて、就労や進学をはじめ、生活全般にわたる相談、情報提供等を行っています。

※平成28年5月の児童福祉法の一部改正によって自立援助ホームは大学等に就学中に限り22歳年度末延長が可能となりました。

ア 施設等退所後児童アフターケア事業

入所中から退所後を通じて、仕事、生活、住まいに関することや、各種公的手続の案内など生活上の様々な悩み事・困りごとを解決する支援をセミナー開催や個別訪問により行いました。

施設等退所者、入所児童の居場所として「よこはま Port For」を運営し、交流や相談、情報提供の場としています。

表 居場所利用実績

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
居場所利用者数（人）	655	921	902	1,583	792

・利用登録者数(累計)279人

イ 資格等取得支援事業

施設等退所後の就労につながる資格取得のため、資格等取得支援費、大学等進学自立生活資金の助成を行いました。

表 給付実績

	26年度		27年度		28年度		29年度		30年度	
資格等取得支援費（人） （普通自動車免許取得）	2		1		4		2		4	
大学進学等自立生活 資金（カナエール）（人）	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続
	9	—	6	9	8	9	5	8	—	8

・初年度納入金 30年度:10人

ウ 里親・ファミリーホームへの委託

社会全体で子どもを育てる社会的養護として、里親やファミリーホームに児童を委託し、よりきめ細かい家庭的な環境で養育を行っています。

より多くの児童を里親家庭に委託できるよう、制度への理解を深め、里親登録につなげるための説明会や広報啓発活動を行いました。また、里親による児童受入の推進に向けて、里親認定を受けているものの、児童を受け入れていない里親を対象としたフォローアップ研修を実施しました。

ファミリーホームでは、児童養護施設等の職員または里親としての経験がある人が養育者となり、地域の一般家屋で5～6人の児童を家庭的な環境で養育しています。

表 里親への委託状況

	26年度末	27年度末	28年度末	29年度末	30年度末
認定里親数（組）	141	149	159	169	172
委託里親数（組）	42	48	61	66	64
委託児童数（人）	51	58	74	81	79

表 フォローアップ研修の実施状況

	29年度末	30年度末
実施回数	2	3
受講世帯数	8	17

表 ファミリーホームへの委託状況

	26年度末	27年度末	28年度末	29年度末	30年度末
ホーム数（か所）	7	7	7	7	7
委託児童数（人）	34	31	25	24	22

表 年度中に新規または措置変更で里親またはファミリーホームに委託された児童

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
委託児童数（人）	26	25	32	29	32

7 虐待を行った保護者への支援、指導等（第11条関係）

（1）虐待を行った保護者に対し、子供との良好な関係を再構築するための支援（第11条第1項）

ア 児童相談所の取組

児童福祉司の面接や家庭訪問、児童心理司の心理判定・面接、医師の意見等、専門的な関わりをとおして、虐待の再発防止策を保護者とともに考えます。子どもの特性や保護者の状況を踏まえて、それぞれの家庭にあった支援を行っています。

（ア）家族再統合事業

一時保護中の児童や児童福祉施設に入所中の児童とその家族を対象に、親子関係の再構築と子どもの家庭復帰を目的とし、家族再統合に向けて取り組む目標を設定し、子どもや養育者と共有しながら支援をすすめました。必要に応じ、親子観察、家族支援室の利用、カウンセリング、母と子のグループ（MCG）等を進めています。

表 家族再統合件数の推移

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
家族再統合件数（件）	124	133	104	96	193

イ 区 の 取 組

DVや虐待被害者の心のケア、子どもの養育に不安を持つ養育者のカウンセリングを行うための事業などに取り組みました。

（P.15 第4条第6項の再掲）

表 各区の取組例

鶴見区	専門家相談
神奈川区	かながわ安心子育て支援事業
南区	児童虐待等相談支援事業
金沢区	個別カウンセリング
旭区	心理士の面接相談
港北区	子育てママの心の相談
緑区	ママのハートバランス事業
都筑区	コアラの相談
戸塚区	個別ヒーリング
栄区	妊婦・養育者メンタルヘルス相談
泉区	養育者面接
瀬谷区	母親のためのカウンセリング

（2）虐待の再発防止のための指導又は助言その他の支援（第11条第2項）

ア 児童相談所の取組

（ア）養育支援家庭訪問事業

児童虐待等の問題を抱える家庭に養育支援家庭訪問員及び、養育支援ヘルパーを派遣し、児童の養育の相談・支援を通して、児童虐待の発生・再発防止を図りました。

表 養育支援家庭訪問員訪問実績 平成30年度実数227世帯

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
中央児童相談所（回）	851	786	765	763	850
西部児童相談所（回）	748	715	852	747	758
南部児童相談所（回）	712	638	617	619	705
北部児童相談所（回）	852	870	600	831	799
合計（回）	3,163	3,009	2,834	2,960	3,112

表 ヘルパー派遣実績 平成30年度実数132世帯

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
中央児童相談所（回）	1,054	1,534	1,877	2,017	2,362
西部児童相談所（回）	1,823	2,382	2,834	2,561	2,147
南部児童相談所（回）	1,671	1,194	1,022	1,054	707
北部児童相談所（回）	1,444	2,008	2,198	1,925	1,657
合計（回）	5,992	7,118	7,931	7,557	6,873

(イ) カウンセリング強化事業

虐待相談の中で、保護者へのカウンセリングが有効と見込まれる場合、医療機関（精神科クリニック）に委託して、保護者のカウンセリングを実施しました。

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
カウンセリング回数（回）	36	48	20	49	20
実人数（人）	14	8	5	8	4

(ウ) 「STOP！子どもの前でのおとなのケンカ」（リーフレットの配布）

子どもの面前での夫婦喧嘩やDVが子供に及ぼす影響について、理解を深め再発防止につながることを目的としたリーフレットを作成し配布しています。

8 妊娠中の女性及び胎児の健康保持等（第12条関係）

- (1) 妊娠中の女性は母子保健法の規定による保健指導及び健康診査を積極的に受けるよう努める（第12条第1項）、妊娠中の女性の配偶者及び同居者は妊娠中の女性の身体・精神的負担を軽減し、安心して生活できるよう配慮する（第12条第2項）

ア 妊婦健康診査事業

健やかな妊娠と出産のために、国が定める標準的な妊婦健康診査の受診回数14回について、経済的負担の軽減を図るために妊婦健康診査費用補助券（以下「補助券」という。）を交付し、受診勧奨を行いました。

妊婦健康診査を実施する医療機関については、里帰り先等においても妊婦の経済的負担の軽減を図るため、横浜市医師会のほか居住地以外の病院、診療所、分娩を取り扱う助産所と契約し受診環境を整備しました。

表 妊婦健康診査費用補助券等の利用状況

年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
補助券利用述べ数（件）	382,677	368,658	357,955	347,850	335,557

イ 妊婦歯科健康診査事業

妊娠期における歯科疾患の予防、早期発見、早期治療につなげ母体と胎児の健康増進を図ることを目的に、妊婦歯科健康診査無料受診券を交付し受診を勧奨しました。

表 妊婦歯科健康診査の実施状況

年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
受診者数（人）	10,875	10,875	10,615	10,492	10,198
委託歯科医療機関数（か所）	1,184	1,296	1,332	1,351	1,404

ウ 妊娠届出時の看護職等による面談の実施（再掲） P. 8 参照

エ 母子保健コーディネーターのモデル配置（再掲） P. 8 参照

オ 母親教室・両親教室

妊娠中の健康管理や生活の仕方、出産の準備や出産時の対応並びに新生児の育児に関する基本的な知識や技術を学び、妊娠、出産、子育ての不安を解消するとともに、地域での子育ての仲間づくりをすすめ、親になる準備教育を全区で実施しました。

また、各区では、区づくり推進自主企画事業として就労中の妊婦や夫婦での参加に配慮し、土曜日に両親教室を開催し、沐浴体験や赤ちゃんの泣きの対応や先輩ママパの体験談を聴くなど赤ちゃんのいる生活の体験学習などの教育を実施しました。

表 母親教室・両親教室の実施状況

（単位：回、人）

年度	26年度		27年度		28年度		29年度		30年度	
	実施回数	参加延人数	実施回数	参加延人数	実施回数	参加延人数	実施回数	参加延人数	実施回数	参加延人数
母親（両親）教室 （局事業）	764	17,809	764	16,942	756	15,014	729	13,855	738	13,703
土曜両親教室 （区づくり事業）	93	4,259	94	4,650	120	5,138	125	5,369	98	4,207
合計	857	22,068	858	21,592	876	20,152	854	19,224	836	17,910

カ その他の区の取組

○健やか子育て応援事業『パパの子育てノート』の発行（栄区）

子育てを取り巻く環境の変化、妊娠・出産・育児期に母親が父親にサポートしてもらいたいこと、子どもとの遊び方、妊婦の心身の変化、乳幼児揺さぶられ症候群の啓発等を掲載した「パパの子育てノート（父子手帳）」を800冊発行し、母子健康手帳交付時に希望者に配布しました。

(2) 産婦人科を有する医療機関は、さまざまな施策等の周知を図る（第12条第3項）

ア 「これからはじまる赤ちゃんとの生活のために～横浜市の子育て支援～」(リーフレットの配架)

新生児家庭訪問、こんにちは赤ちゃん訪問、産前産後ヘルパー派遣事業、親子の居場所「地域子育て支援拠点」、育児に関する電話相談窓口「子ども・家庭支援相談」に関する育児支援サービス及び乳幼児揺さぶられ症候群の予防と泣いたときの対応方法を掲載したリーフレット「これからはじまる赤ちゃんとの生活のために」を毎年度作成し、市医師会、各区医師会の協力を得て、産婦人科医療機関に配布しました。

【平成30年度実績】発行部数：40,000部、うち22,700部を産婦人科医療機関へ配布

イ 「子育てに悩んでいませんか？」(リーフレットの配架)

産婦人科、小児科、精神科に対し、子育てに悩む養育者が早期に相談につながることを目的としたリーフレットを作成し配布しています。

ウ 「赤ちゃんが泣いて困ったら」(リーフレットの配架)

乳幼児揺さぶられ症候群の予防を目的に、生後間もない時期の理由の無い泣きへの対処法を説明したリーフレットを作成し、産婦人科、小児科に配布しています。

エ 「ママパパの妊娠・出産メンタルヘルス」(リーフレットの配架)

産後うつ等への理解を深めるための市民向けリーフレットを産婦人科に配布しました。

9 子供虐待防止の啓発（第13条関係）

子どもを虐待から守り、市民の虐待の防止等の取組への理解及び協力を求めるため、毎月5日を子供虐待防止推進の日と定め、毎年11月の児童虐待防止推進月間と共に、こども青少年局、各区こども家庭支援課、各児童相談所が虐待防止に関する啓発活動を拡充しました。

(1) こども青少年局が実施した啓発活動（第13条）

虐待の基本的な知識、通告義務、条例における市民・関係機関・本市の責務などを紹介するリーフレット「STOP！子ども虐待～地域みんなでこどもを守ろう！～」を作成し、啓発キャンペーンなどの機会を捉えて、市民や関係機関に対して周知しました。

また、日本 KFC ホールディングス株式会社（平成29年3月7日締結）及び損害保険ジャパン日本興亜株式会社（平成29年10月4日締結）と「地域活性化に関する包括連携協定」を締結し、児童虐待防止広報啓発リーフレットの配布、オレンジリボンキャンペーン等を行っています。

ア 児童虐待防止広報啓発事業報告（平成30年度）

こども青少年局が、平成30年度に実施した広報・啓発活動は次頁の事業一覧のとおりです。

	実施 期間・日	実施(予定)事項の具体的内容	備考(開催場所等)
1	通年	金沢動物園管理事務所と「ののほな館」にポスター掲示依頼 (通年掲示)	金沢動物園
2	通年	よこはま動物園ズーラシア管理事務所と管理棟1階の公衆電話横 (授乳室の壁)にポスター掲示依頼(通年掲示)	よこはま動物園ズーラシア
3	通年	野毛山動物園管理事務所と授乳室にポスター掲示依頼(通年掲示)	野毛山動物園
4	通年	横浜マリノスにポスター掲示依頼(通年掲示)	横浜マリノス
5	通年	横浜FCにポスター掲示依頼(通年掲示)	横浜FC
6	通年	ドコモOSの市内36店舗のドコモショップにポスター掲示依頼(通年掲示)	ドコモCS
7	通年	横浜市歴史博物館にポスター掲示依頼(通年掲示)	歴史博物館
8	通年	ハッピーローソンにて、キャッピーの啓発パネル展示(通年展示)	山下公園ハッピーローソン
9	4月～3月	毎月5日に市営地下鉄ブルーライン車内のLED広告へ掲載	市営地下鉄ブルーライン車内
10	4月～3月	毎月5日にケンタッキーにて啓発リーフレット配布	ケンタッキーフライドチキン 市内41店舗
11	4月～3月	毎月5日に損保ジャパン日本興亜の社員等がオレンジリボンを着用 顧客に啓発リーフレット配布	損保ジャパン日本興亜
12	4月～3月	30年度 子育てガイドブック「どれどれ」への虐待防止記事掲載	
13	4月	県立保土ヶ谷養護学校の保護者に啓発リーフレット(320部)配布	
14	4月7日	「マタニティ&ベビーフェスタ2018」で、啓発リーフレット(400部)配布	パシフィコ横浜 展示ホール
15	4月13日	子ども青少年局配属職員(新採用、転入)に啓発リーフレット配布(120部)	
16	6月	中央図書館の「身近な法律コーナー」(6月テーマ:子どもの人権)で条例リーフ レット(20部)配架	中央図書館
17	6月10日	「歯と口の健康週間フェスティバル」で、啓発リーフレット(300部)配布	クイーンズスクエア
18	9月24日	横浜高島屋の「赤ちゃんフェア」でキャッピーの塗り絵50部を配布	横浜高島屋
19	10月8日	そごう横浜店の「親子で一緒に デイタイムジャズコンサート」でキャッピーの塗り 絵30部を配布	そごう横浜店
20	10月10日～ 11月18日	中央図書館で展示「子ども虐待を考える」	中央図書館
21	10月30日～ 11月29日	横浜市庁舎1階での展示ブースで啓発物の展示	市庁舎(市民広間)
22	11月	市民病院にポスター掲示、全職員がオレンジリボンを着用	市民病院
23	11月	損保ジャパン日本興亜の社員等が1か月間オレンジリボンを着用し、 顧客に対し、啓発リーフレットを配布	損保ジャパン日本興亜
24	11月	開港記念会館の展示コーナーにおいて、啓発リーフレット配布(各30部) (象の鼻パーク 30年11月13日 オレンジにライトアップ)	開港記念会館 象の鼻パーク
25	11月	横浜市営バス全車両に啓発ポスター掲示	市営バス全車両
26	11月	横浜市営地下鉄と各駅(ブルーライン32駅、グリーンライン10駅)に 啓発ポスター掲示	市営地下鉄各駅
27	11月	歴史博物館において、啓発リーフレット配布(各50部)	歴史博物館
28	11月	京急百貨店で啓発リーフレット配布(各100部)、店内へのポスター掲示と 5階子ども用品売場の社員全員がオレンジリボンを着用	京急百貨店
29	11月	区役所等と小中・特別支援学校へ厚労省からのポスター掲示、チラシ配布を依 頼	
30	11月	局長名で各区局統括本部長宛にオレンジリボン着用依頼文発送 (経営責任職以上の職員に着用依頼)	
31	11月	全職員へEメール署名欄下部への児童虐待防止啓発文言掲載依頼	
32	11月11日	オレンジリボンたすきリレーのゴール地点でのオレンジリボンと啓発リーフ レット配布(各500部)とキャラクターによる啓発	山下公園
33	12月	広報よこはま12月号全市版(人権特集号)に児童虐待防止についての 記事を掲載	
34	12月12日	日本KFC本社にて社員(副店長及び新任スタッフ)向けに児童虐待防止につい ての研修実施	日本KFC本社
35	12月23日	そごう横浜店の「親子で一緒に クリスマスコンサート」でキャッピーの塗り絵30 部を配布	そごう横浜店
36	1月31日	水道の検針業務受託事業者への児童虐待の研修実施	

イ 「オレンジリボンたすきリレー」への協力

子どもの虹情報研修センター等による実行委員会が実施するオレンジリボンたすきリレーは、児童虐待防止のシンボルであるオレンジリボンを「オレンジ色のたすき」に見立てて、渋谷、川崎、二宮町、鎌倉、三浦の5地点から山下公園のゴールを目指してリレーを行い、子ども虐待防止を広く市民に啓発する取組です。

横浜市は実行委員として参加するとともに、ゴール地点での啓発ブースを出店し、チラシ等の配布を行いました。啓発ブースでは、横浜市主任児童委員会と協働して模擬店やゲーム等でイベントを盛り上げました。また、各コースの中継点を持つ区の子ども家庭支援課では、主任児童委員と協力して中継点での啓発を行いました。

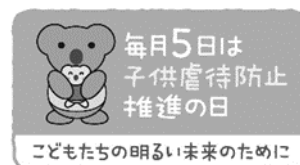
(2) 区子ども家庭支援課が実施した啓発活動（第13条）

各区の子ども家庭支援課は、それぞれ区民向けのイベントや啓発キャンペーン、講演会などを企画し、虐待防止やオレンジリボンの普及啓発、条例の周知等に取り組みました。

表 平成30年度 広報等実績

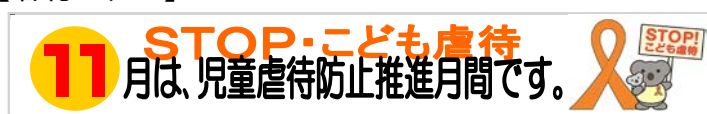
30年度実績	回数（回）	参加人数(人)
区民向けイベント	43	13,743
区民向け広報・啓発	97	12,754
その他（展示等）	50	2,155
合計	190	28,652

- ◇ 毎月5日の子供虐待防止推進の日を推進するためのロゴマークを作成し、印刷物や名刺等に掲載して周知を図りました。



- ◇ 11月の児童虐待防止推進月間にあわせ、本市経営責任職以上のオレンジリボンの着用と、職員の名札用バナーを着用の協力を依頼しました。

【名札バナー】



横浜市子ども虐待防止のキャラクター
名前は、キャッピー（CAPY）です。
[Child Abuse Prevention in Yokohama]
＝ [よこはま 子ども虐待防止] の意味です。

児童虐待防止のイベントに参加し、ぬりえや缶バッジで啓発し、横浜市の子育てを応援しています。

また、横浜市内の区民まつりなどにもでかけます。



横浜市子供を虐待から守る条例

子供は国の宝である。そして、子供は円満な家庭において慈しみと愛情を持って育てられる存在である。しかし、昨今の社会状況を鑑みると、児童虐待の認知件数は年々増加しており、児童虐待の加害者のほとんどは実の親という状況に、強い危機感を持つものである。

子育ての第一義的責任は家庭にあることはいうまでもないが、家庭の養育力が低下していることが懸念される中で、大人の都合が優先されるのではなく、子供にとって適切な環境が保障される視点が何よりも優先されるべきと考える。

横浜は、子供に優しい街を目指し、子供が虐げられ、傷つくことが決してないように、全ての市民が一体となって、地域の力で子供と家庭を支える環境づくりを構築するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、子供を虐待から守るための基本理念を定め、横浜市（以下「市」という。）、市民（市内で活動する者及び団体を含む。以下同じ。）、保護者及び関係機関等の責務を明らかにするとともに、虐待の予防及び早期発見、虐待を受けた子供の保護その他子供を虐待から守るための施策の基本的事項を定めることにより、子供を虐待から守る施策を総合的に推進し、もって子供の心身の健やかな成長に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子供 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「法」という。）第2条に規定する児童をいう。
- (2) 保護者 法第2条に規定する保護者をいう。
- (3) 虐待 法第2条に規定する児童虐待をいう。
- (4) 関係機関等 学校、児童福祉施設、医療機関その他子供の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、弁護士その他子供の福祉に職務上関係のある者をいう。
- (5) 通告受理機関 横浜市児童相談所条例（昭和31年10月横浜市条例第42号）第1条に規定する児童相談所及び横浜市保健所及び福祉保健センター条例（平成13年9月横浜市条例第38号）第3条第1項に規定する福祉保健センターをいう。

(基本理念)

第3条 市、市民、保護者及び関係機関等は、虐待が子供の心身の健やかな成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであり、子供が虐待から守られるべき存在であることを認識するとともに、虐待への対応に当たっては、子供にとって最善の利益を考慮しなければならない。

- 2 市、市民、保護者及び関係機関等は、虐待がなく、全ての子供一人一人が尊重され、健やかに成長することができる社会の形成に取り組まなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、虐待を防止するために、市民及び関係機関等と連携し、子育て支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の9に規定する子育て支援事業をいう。以下同じ。）の充実及び着実な実施その他子供が安心して育つことができる環境の整備に努

めなければならない。

- 2 市は、市民及び関係機関等と連携し、虐待の予防及び早期発見に努めなければならない。
- 3 市は、関係機関等が行う虐待の防止のための取組を積極的に支援しなければならない。
- 4 市は、虐待の予防及び早期発見その他の虐待の防止に関する専門的な知識及び技術を有する職員の育成を図り、通告受理機関に適正に配置しなければならない。
- 5 市は、関係機関等との連携を強化するため、児童福祉法第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）の円滑な運営の確保及び協議の活性化を図るものとする。
- 6 市は、心の健康の保持に支障が生じていることにより虐待を行うおそれがある保護者等を支援するため、診療科に精神科又は神経科を有する医療機関と連携し、精神保健に関して専門的知識を有する者による相談、精神保健に関して学識経験を有する医師の診療等を受けやすい環境の整備その他の必要な施策を講じなければならない。
- 7 市は、子供を虐待から守るため、次の各号に掲げる事項に関する調査研究等を行うとともに、必要な広報その他の啓発活動及び教育に努めなければならない。
 - (1) 親になるための準備
 - (2) 虐待を受けた子供がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析
 - (3) 虐待の予防及び早期発見のための方策
 - (4) 虐待を受けた子供のケア並びに虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方
 - (5) 学校の教職員及び児童福祉施設の職員が虐待の防止に果たすべき役割

（市民の責務）

- 第5条 市民は、第3条の基本理念を理解し、虐待を防止するよう努めなければならない。
- 2 市民は、子育てに係る保護者の負担を理解し、地域において子供及び保護者を見守り、かつ、子供及び保護者への声かけ等を行うことを通じて、子供及び保護者との関わりを深め、子育てに係る生活環境が地域社会から孤立することのないよう努めなければならない。
 - 3 市民は、虐待を受けたと思われる子供を発見した場合は、速やかに、通告受理機関に法第6条第1項の規定による通告（以下単に「通告」という。）をしなければならない。
 - 4 市民は、通告受理機関が行う子供の安全の確認及び安全の確保に協力するよう努めなければならない。

（保護者の責務）

- 第6条 保護者は、子育てに関する知識の習得に努め、虐待を決して行ってはならず、子供のしつけに際して、その健やかな成長を阻害するような著しい身体的又は精神的な苦痛を与えてはならない。
- 2 保護者は、自らが子育てについての第一義的責任を有するものとして、子供に愛情を持って接するとともに、虐待が子供の心身の健やかな成長及び人格の形成に重大な影響を与えることを深く認識し、子供の自主性及び自発性を育む健全な養育に努めなければならない。
 - 3 保護者は、子供の心身の健康の保持、安全の確保等に当たっては、年齢に応じた配慮を怠ってはならず、特に乳児及び幼児（児童福祉法第4条第1項第1号及び第2号に掲げる乳児及び幼児をいう。）については、自ら心身の健康を保持し、又は安全を確保するための能力がなく、又は著しく低いことを認識しなければならない。
 - 4 保護者は、子育てに関し支援等が必要となった場合は、積極的に子育て支援事業を利用するとともに、地域活動に参加すること等により、子育てに係る生活環境が地域社会から孤立することのないよう努めなければならない。
 - 5 保護者は、通告受理機関が行う子供の安全の確認及び安全の確保に協力しなければならない。
 - 6 保護者は、子育てに関して、市長、通告受理機関又は関係機関等による指導又は助言その他の支援を受けた場合は、これらに従って必要な改善等を行わなければならない。

(関係機関等の責務)

第7条 関係機関等は、市が実施する子育て支援に係る施策その他虐待を防止するための施策に協力するよう努めなければならない。

- 2 関係機関等は、虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めなければならない。
- 3 関係機関等は、虐待を受けたと思われる子供を発見した場合は、速やかに、通告受理機関に通告をしなければならない。
- 4 関係機関等は、虐待を防止するため、通告受理機関による調査等に協力するよう努めなければならない。
- 5 関係機関等は、保護者が関係機関等による子育て支援事業その他の子育て支援に係る制度等を利用したときその他多様な機会を通じ、虐待の防止に係る啓発等に努めなければならない。

(通告及び相談に係る対応等)

第8条 通告受理機関は、通告があった場合は、速やかに、当該虐待に係る調査を行い、必要があると認めるときは、当該子供との面会その他の当該子供の安全の確認を行うための措置を講じなければならない。虐待に係る相談があった場合及び他の市町村又は都道府県若しくは他の市の設置する児童相談所若しくは福祉事務所から虐待に係る引継ぎを受けた場合も、同様とする。

- 2 市は、通告及び虐待に係る相談に常時対応することができる体制を整備するよう努めなければならない。
- 3 市は、通告又は虐待に係る相談をした者が特定されないよう必要な措置を講ずるとともに、通告及び虐待に係る相談がしやすい環境づくりに努めなければならない。

(情報の共有等)

第9条 市及び関係機関等は、子供を虐待から守るため、それぞれが保有する虐待に関する情報を共有するとともに、地域協議会の活用その他相互の連携及び協力を図るための体制の整備を行わなければならない。

- 2 市長及び通告受理機関の長は、虐待を受けた子供が転居（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第23条に規定する転居をいう。）又は転出（同法第24条に規定する転出をいう。）をした事実が判明した場合は、速やかに、当該転居先又は転出先の住所地を所管する通告受理機関又は他の市町村若しくは都道府県若しくは他の市の設置する児童相談所若しくは福祉事務所に連絡し、適切に当該虐待に係る引継ぎを行わなければならない。

(虐待を受けた子供に対する保護及び支援等)

第10条 市は、関係機関等と連携し、虐待を受けた子供に対し、心身の健全な発達を促進するため、適切な保護及び支援を行うよう努めなければならない。

- 2 診療科に小児科等を有する医療機関の従事者、学校の教職員、児童福祉施設の職員等は、子供の状態を確認しやすい立場にあることを自覚し、適切な保護及び支援について市に協力しなければならない。
- 3 市長及び通告受理機関の長（これらの補助機関である職員を含む。）は、法第8条第2項の規定による安全の確認若しくは一時保護（以下「安全の確認等」という。）、法第9条第1項の規定による立入り若しくは調査若しくは質問（以下「立入調査等」という。）、法第9条の3第1項の規定による臨検若しくは捜索若しくは同条第2項の規定による調査若しくは質問（以下「臨検等」という。）に係る権限その他の法第8条から第9条の3までの規定による権限を行使することができるときは、関係機関等の協力を得て、速やかに、当該権限を行使しなければならない。
- 4 市長及び児童相談所長は、安全の確認等、立入調査等又は臨検等の執行に際し、必要があると認めるときは、法第10条第1項の規定に基づき警察署長に対し援助要請を行うことができる。
- 5 市長及び児童相談所長は、児童福祉法第27条第1項第3号の措置を解除しようとする

とき、若しくは同条第5項の規定により意見を述べようとするとき、又は同法第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護を解除しようとするときは、親子の再統合への配慮その他の当該子供が良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮の下に、慎重に判断しなければならない。

(虐待を行った保護者への支援、指導等)

第11条 市は、関係機関等と連携し、虐待を行った保護者に対し、その虐待を受けた子供との良好な関係を再構築するための支援に努めなければならない。

2 市は、関係機関等と連携し、虐待を行った保護者に対し、虐待の再発防止のための指導又は助言その他の支援を行うものとし、当該保護者は、これらに従って必要な改善等を行わなければならない。

(妊娠中の女性及び胎児の健康保持等)

第12条 妊娠中の女性は、胎児が出生後心身ともに健全に成長していくため、母子保健法(昭和40年法律第141号)の規定による保健指導及び健康診査を積極的に受けるなど、自己及び胎児の健康の保持及び増進に努めなければならない。

2 妊娠中の女性の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)及び同居者は、当該妊娠中の女性の身体的及び精神的な負担を軽減し、当該妊娠中の女性が安心して生活することができるよう配慮しなければならない。

3 診療科に産婦人科又は産科を有する医療機関は、妊娠中の女性に対し、第4条第6項の規定により講じられた施策その他胎児が出生後心身ともに健全に成長していくために講じられた施策等の周知を図るよう努めなければならない。

(子供虐待防止の啓発)

第13条 子供を虐待から守り、市民に虐待の防止等の取組への理解及び協力を求めるため、毎年11月を児童虐待防止推進月間とし、毎月5日を子供虐待防止推進の日とする。

(財政上の措置)

第14条 市は、子供の虐待を防止するための施策を推進するに当たり、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市会への報告)

第15条 市長は、毎年、市会に通告の状況その他虐待の防止に係る取組の状況等を報告しなければならない。

附 則

この条例は、平成26年11月5日から施行する。

